

薩摩川内市国土強靱化地域計画

～ 互いに支え合い、安全・安心な暮らしの充実を目指して ～



令和 7 年 8 月

薩摩川内市



目 次

第 1 章 計画策定の趣旨、位置付け	3
第 1 節 計画策定の趣旨	3
第 2 節 本計画の位置付け	4
第 2 章 基本的な考え方	5
第 1 節 基本目標	5
第 2 節 事前に備えるべき目標	5
第 3 節 基本的な方針	5
第 3 章 市の地域特性及び災害想定	10
第 1 節 本市の地域特性	10
第 2 節 対象とする自然災害	13
第 4 章 脆弱性評価	16
第 1 節 リスクシナリオ	16
第 2 節 脆弱性評価結果	18
第 5 章 本計画の推進方針	53
第 1 節 リスクシナリオごとの推進方針	53
第 2 節 指標	87
第 6 章 推進方針に基づく事業	93
リスクシナリオごとの推進事業	93
第 7 章 本計画の推進	109

第 1 節 本計画の進捗管理	109
第 2 節 本計画の見直し	109
第 3 節 市の他の計画等の必要な見直し	109
参考資料	110
■ 用語の説明	110
■ 第 3 次薩摩川内市総合計画前期基本計画 政策体系図	112

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

第1節 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定した。その後、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）が策定され（平成30年12月改定）、同計画を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」等に基づき、国土強靱化の取組が推進されてきた。

基本法が制定されて10年が経過しようとする中、令和5年6月に国土強靱化実施中期計画の策定の法定化及び国土強靱化推進会議の設置を主な内容とする改正「国土強靱化基本法」が制定され、同年7月には、新たな「国土強靱化基本計画」が改定された。

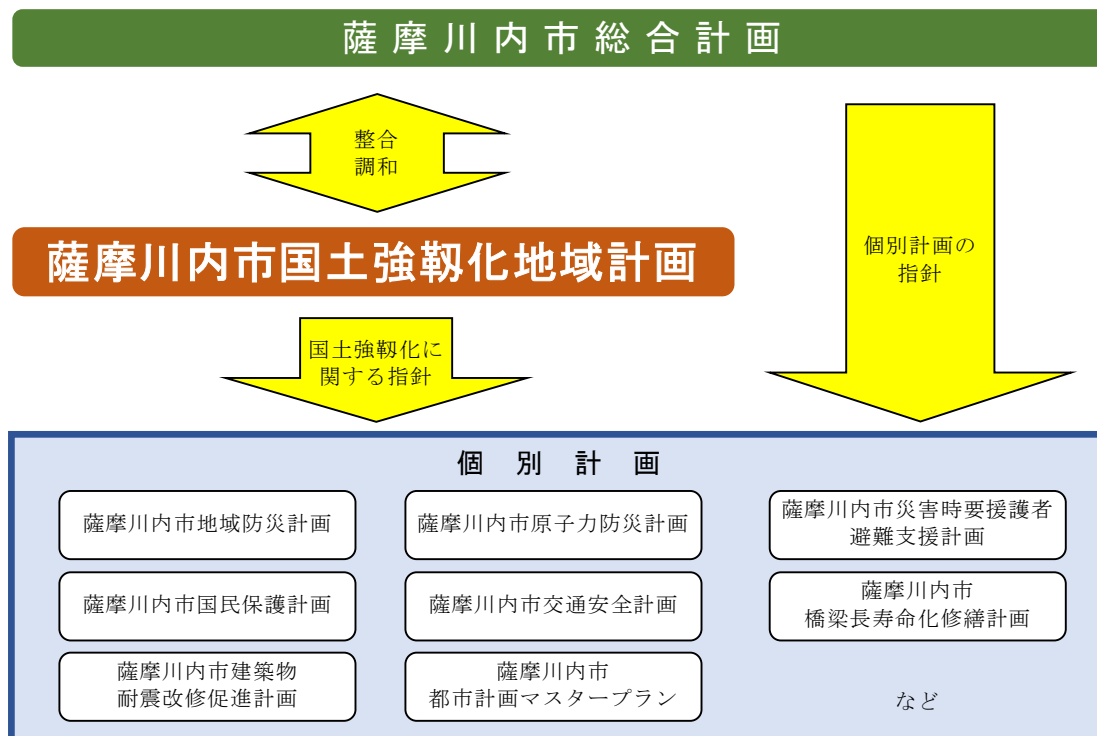
また、鹿児島県においては、平成28年3月に「鹿児島県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し（令和2年3月見直し）、令和5年7月の国基本計画の見直し等を踏まえ、令和7年3月に見直しが行われたところである。

薩摩川内市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）は、これまでに取り組んできている防災・減災対策の取組を念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携の下、総合的・計画的に推進するために策定するものである。

市民生活や地域経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、気候変動の影響等により洪水・土砂災害が多発していること、また、大規模な自然災害が発生すれば市域の広範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画では大規模な自然災害を主な対象としながら、薩摩川内市地域防災計画及び薩摩川内市原子力防災計画との連携を十分図っていくものとする。

第2節 本計画の位置付け

市地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第3次薩摩川内市総合計画との調和を図るとともに、地域強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。



第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

次の4つを基本目標とする。

大規模な自然災害が起こった際も

- ① 人命の保護が最大限図られる。
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる。
- ④ 迅速な復旧復興が図られる。

第2節 事前に備えるべき目標

本市における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の6つを設定する。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する。
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

第3節 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

自然災害の激甚化・頻発化や気象変動など、地域の持続性を脅かす危機に備え、市民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進する。

- (1) 被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備
 - ・ 「事前防災」を計画的に実施するため、河川・ダム、砂防・治水、海岸等の国土保全のための防災インフラの充実・強化の着実な推進を図る。
 - ・ 防災インフラの原形復旧のみでは再度災害の防止が十分でない場合において、被災箇所を含む一連区間で施設の機能向上を図る改良復旧を行うなど、状況に応じた適切な対応を図る。
- (2) 予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策

- ・ 損傷が軽微な早期段階での手当てによって施設を長寿命化させる「予防保全型」への本格転換によりライフサイクルコストの低減を図るとともに、官民連携や新技術・デジタルの活用によりメンテナンスの効率化・高度化を図る。
- (3) 避難所としても活用される学校施設等の環境改善・防災機能の強化
 - ・ コミュニティにおける災害対応の拠点として重要な役割を果たしている小中学校の校舎や公園・緑地等の施設について、避難所としての機能をより一層高めるため、トイレ・空調設備等の整備やバリアフリー化等の環境改善を図るとともに、耐震化や浸水対策等の防災機能の強化を図る。
- (4) 自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用
 - ・ 自然環境が有する多様な機能を活用・保持し、地域住民を始めとする多様な主体の参画によって持続可能で魅力ある地域づくりに貢献するグリーンインフラの取組を図る。
- (5) 建設・医療を始め地域強靱化に携わるあらゆる人材の育成、防災体制・組織の拡充・強化
 - ・ 災害発生時においても重要な役割を果たしている建設・医療等の地域強靱化に携わる分野で働く人材の確保・育成を積極的に進めるとともに、県や災害拠点病院等と連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入体制の整備を始めとする地域強靱化に向けた環境整備や体制・機能の拡充・強化を図る。

2 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

自然災害の発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図る。

- (1) 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強
 - ・ 地震・洪水等の自然災害発生時に直接死を最大限防ぐため、多くの地域住民等が利用する公共施設・民間施設において、想定される外力に対し、基準に即した適切な設計・施工・維持管理が確保されるよう取組を図る。
- (2) 地域住民等の避難・物資輸送の強化、複数経路の確保、防災拠点の整備
 - ・ 孤立集落の発生を回避し、災害発生時に被災地への人員・物資の輸送が迅速に行えるよう、道路、鉄道、港湾等の各種交通ネットワークにおける耐災害性の強化及び代替経路の整備を図る。また、災害時でも確実に機能する拠点がなければ、確実な避難や必要な人員・物資の輸送は困難であるため、各種交通ネットワークと一体となって機能する防災拠点等の整備を図る。

3 デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、直面する自然災害への対応力の強化を図る。

- (1) 被災者の救命・救助や災害時の地域住民等との情報共有にデジタルを最大限活用
 - ・ 発災直後、人命救助の観点から貴重な情報となるヘリコプターやドローンによる空撮映像等の災害関連情報の収集について、防災関係機関が連携して一層の迅速化・効率化を図る。
- (2) 災害時にもデータを失うことがないよう分散管理
 - ・ 社会経済活動を営む上で必要となる、日常的に蓄積・活用されているあらゆる

データが大規模災害によって損失し、復旧困難となることで、発災後に社会経済に大きな混乱が生じないように、データの特性やセキュリティ等を勘案の上、クラウド技術やオフラインの記録メディアの活用を含めた分散管理を図る。

(3) デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保

- ・ 災害に伴う大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、防災関係機関が連携してデジタル等を活用した迅速な情報収集体制を強化し、交通・物流ネットワークの確保を図る。

4 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

市民の多様化する価値観に即し、地域が直面する災害リスクに対応するため、国と地方の適正な連携を強化するとともに、民間の力を最大限発揮し、地域における多様な主体の連携・協働による取組を図る。

(1) サプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造

- ・ 大規模地震の切迫性の高まりや新型コロナウイルス感染症拡大等を背景に、都市のバックアップ機能や生産拠点の多拠点化などサプライチェーンの強靱化の重要性が高まっている現状を踏まえ、行政はもとより、民間企業による自主的な防災対策や業務継続計画（BCP）策定の促進を図る。

(2) 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難を図る取組

- ・ 行政施設はもとより、多数の利用者が出入りする民間施設においても、災害発生時に適切な情報伝達と早期避難が可能となるよう、防災関係機関が連携して防災啓発を図る。

(3) 民間企業等における防災教育の充実

- ・ 民間企業が社員等に対して行う防災教育は、地域の強靱化にも通じることから、防災関係機関と連携して、優良事例の紹介等を通じた取組の促進を図る。

また、学校や職場、地区コミュニティ協議会や自治会、自主防災組織等の各主体が実施する自助・共助の取組が効果的で持続的なものとなるよう、防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練・教育、平時からのコミュニティの活力維持等の取組の促進を図る。

(4) 医療分野の事業継続性の確保

- ・ 大規模災害が発生し、負傷者の大量移送が困難な状況下においても、初動から応急復旧の各段階で救急医療や被災者の心身のケア等の医療を提供できるよう、医療分野の事業継続性の確保に向けた取組を図る。

(5) 大規模災害時における遺体の埋火葬の実施体制の確保

- ・ 東日本大震災の埋火葬の状況等を踏まえ、広域的な火葬体制や、災害時に必要な資機材・搬送手段等を確保するなど、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながらないよう事前の備えを図る。

5 地域における防災力の一層の強化

人口減少、少子高齢化の加速等、地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、国土全体でつなぎ合わせ、高齢者・障害者・子ども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。

(1) 避難生活における災害関連死の最大限防止

- ・ 被災者が避難生活を送る中で体調が悪化し、最悪の場合、命を落とすケースもあるため、災害用トイレや簡易ベッドの活用、間仕切り用パーティションやテントによるプライバシーの確保、トレーラーハウス・コンテナハウスを活用した応急仮設住宅等、過去の災害経験から得られた知見を踏まえつつ、被災状況に応じた避難所や仮設住宅の環境改善を図る。
- ・ 県と連携して災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）による支援や災害派遣精神医療チーム（DPAT）先遣隊の受入体制の整備を進めるなど、被災者の心身のケアを進める。
- ・ これらの取組について、定期的な訓練を行うことを通じて実効性を高め、災害関連死について最大限の防止を図る。

(2) 地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上

- ・ 地域の防災力の向上にあたっては、地域強靱化の担い手である地域住民一人一人が、住民同士あるいは行政と双方向でコミュニケーションを行うことを通じて身近なコミュニティを強化することが重要である。このため、定期的に行われる防災訓練を始めとする地域で住民が参加する行事等も活用し、行政と住民等が直接コミュニケーションを図る機会を増やすなど、常日頃から顔の見える関係構築を図る。
- ・ 地域社会、行政、企業・団体等における防災リーダーや、地域防災力の中核である消防団員や水防団員、防災分野の専門家、研究者等を育成・確保する必要がある。このため、男女共同参画など幅広い地域住民の参画の視点にも留意しつつ、防災・減災に関する情報発信や地域づくりを目的として整備された拠点等も活用しながら、災害から得られた教訓・知識を伝承・実践する活動について一層の促進を図る。
- ・ 地域住民一人一人が自ら率先した避難行動をとり、また災害から命を守るために地域で支え合えるよう、ハザードマップに地域住民が経験した近年の災害履歴情報を追加する取組や、風水害等に備えるタイムライン作成の取組の促進を図る。

(3) 地元企業やNPO等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上

- ・ 行政と地域の民間事業者との双方向のコミュニケーションが積極的に行われるよう、地域強靱化に関する情報提供や啓発を行うとともに、地域に密着した公益的企業を防災力強化の担い手として位置付けるなど、地域防災力の向上に資する地元企業やNPO等の多様な主体の活動について積極的な支援を図る。

(4) 高齢者・障害者等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援

- ・ 災害発生時の早期避難や避難所における生活において支援を必要とする高齢者や障害者等の要配慮者に対し、位置情報や音声読み上げ機能やプッシュ型の情報受発信システムなどデジタルを用いた支援を実施し、移動時の補助や必要な物資の供給、心身のケア等、災害時の地域コミュニティの活動の充実を図る。

(5) 地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承

- ・ 地域の誇りである貴重な文化財の保持は、復旧復興段階における被災地の心の支えや原動力となるため、歴史的な建築物や美術工芸品等が壊滅的な被害を受け

ないよう、耐震性・耐火性・防火性の向上の取組について促進を図る。

第3章 市の地域特性及び災害想定

第1節 本市の地域特性

1 地形・地質の概要

(1) 地形

本市は、鹿児島県の西北部に位置する本土圏域と、上甕島、中甕島、下甕島で構成される甕島圏域に分かれ、総面積682.92km²を有している。

市域は、東シナ海に面した海岸線、市街地部を流れる一級河川・川内川や蘭牟田池を始めとする緑豊かな山々や湖、地形の変化の美しい甕島、各地の温泉など、多種多様な自然環境を有している。

◆本市の自然的防災上の特徴

- ①九州の三大河川の一つで、豊富な水量が流下する川内川の下流域を占める。
- ②紫尾・八重山山系に囲まれ、九州山地から段丘、平野部と変化に富んだ地形を形成
- ③絶壁、リアス式などの特異な地形を持つ甕島（高潮・海上交通の孤立化の懸念）
- ④水と緑と海洋の良好な自然（過去に洪水・高潮・地震など各種災害を経験）

本土圏域は、九州の三大河川の一つである川内川の下流域を占め、九州山地の一部紫尾・八重山山系に周囲を抱かれ、大小段丘、中小河川、湖、平野部と変化に富んだ地形を形成している。また、甕島圏域は、南北に細長い島で中心部を山地が縦貫し、東海岸は海岸線が出入りした良港に恵まれるが、西海岸は絶壁地帯が多く、秋から冬にかけての季節風による強風・波浪が続く日が多い。

これらの多彩で美しい自然環境も、夏から秋にかけては豪雨や台風が襲来し、住家を始め、農作物や海岸近くの諸施設に甚大な被害をもたらしている。

(2) 地質

本土圏域の地質は、海岸河口域で安山岩を基盤とし、その上層部に砂丘、砂層が発達し、各河川の流域は、沖積された砂礫層、砂交り礫質、粘土層、ローム層その他主として洪積層から構成されている。また、甕島圏域では、上甕島の古第三期の砂岩・頁岩互層と下甕島の紫尾山系と同様な花崗岩類からなる地質に代表される。

本県地質の特徴とされているシラス土壌の分布は、川内川の河口付近の市街地部でシラス土壌の分布割合は低く、東側に火山岩類安山岩とともに広く分布する。

※ シラス土壌は、火山灰で相当の軽石と少量の安山岩、水成岩の礫を含んでいるが、普通土砂の比重約2.6に比し、シラスは2.3程度で、比較的水に運ばれやすい土壌である。

2 気象概況

気象は、一般に広大な地域にわたる現象であるので、鹿児島県全域の概況と本市の部分的事情を考慮して、鹿児島県地域防災計画及び本市の諸資料から分析した概況は次のとおりである。

鹿児島県は、日本列島の最南端に位置し、気象は、海岸を黒潮及びその分流の対馬暖流に洗われ、一般に温暖多雨で陽光に恵まれた温帯から亜熱帯性気候帯に属している。本市は温帯に属し、海岸地帯と東側山間部とに多少の差が見られ、わずかに11月から3月頃までの間に霜と、年に数日の雪を見る程度である。

気温は、年間平均17～18℃位である。年間降水量は約2,500～3,000ミリで、5～8月に集中する傾向がある。

また、市域は、川内川等の影響で濃霧が多く、年間およそ40日程度濃霧が発生し、特に11～2月頃が多い。

3 災害の特性

(1) 風水害

本市は、昔から「水の都」といわれ、川内川が産業の発展に寄与した効果は非常に大きかったが、その反面、豪雨のたびごとに川内川をはじめ中小河川が氾濫し、多くの耕地や農作物等に甚大な被害を与えてきた。

台風の多くは、7～10月頃に大雨を伴い南西から北東への進路で襲来し、大きな被害をもたらしている。また、潮風により、農作物に塩害被害を与えている。

川内川の治水対策としては、昭和6年に川内川改修工事が開始され、昭和41年3月に洪水調節と発電を兼ねた多目的用途の鶴田ダムが完成している。更に昭和44年にはたん水防除事業による永田排水機場の完成を皮切りに内水排除施設の設備が図られ、洪水による被害は著しく減少してきているが、本県災害の大半を占める台風の被害は、その襲来のたびに豪雨を伴い、未だ多くの被害をもたらしており、本市域の川内川の計画流量に対する堤防の現況等を含めた地域的、自然的状況を考慮するとき、一般災害としての洪水災害を防止する川内川を含めた河川の抜本的改修が望まれる。

また、平成18年7月の鹿児島県北部豪雨災害の洪水規模に対し、さらなる治水安全度の向上を図るための治水対策を進める必要がある。

(2) 地震・津波

本市は、平成9年3月から5月にかけて、震度5強、6弱という大きな地震が、鹿児島県北西部（薩摩地方）を震源として発生し、本市においても、家屋の損壊や崖崩れ、宅地の液状化及び墓石の倒壊による被害等が発生した。今後、より一層の地震・津波に対する警戒が不可欠である。

4 人口

総人口は昭和30年から昭和50年にかけて一度減少し、100,000人を割り込んでいた。その後、昭和60年にかけて9,000人弱増加し108,105人と最近でのピークを迎えた後、減少に転じ、平成22年には再び100,000人を割り込み、令和2年の国勢調査において92,403人となっている。

今後も人口減少が続くものと見られ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると本市の将来人口は、令和17年（2035年）には80,087人となる見込みである。

年齢3区分別の人口動態をみると、昭和30年以降では、年少人口（0～14歳）は昭和30年の54,652人をピークに減少し、令和2年には12,750人となる一

方、老年人口（６５歳以上）は昭和３０年の１０，１７２人から令和２年には
２９，６９７人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定され
ている。

また、生産年齢人口（１５～６４歳）も昭和３０年の８１，３７３人をピークに減少
傾向にあり、令和２年には４９，１８９人となっている。

第2節 対象とする自然災害

1 風水害

本市の過去の気象災害のうち、特に被害が大きいのは大雨及び台風である。これは、6月～8月にかけて年間降水量の約半分を占めるような大雨が降ることが多く、また、九州の南部に位置する本市は、台風の通り道にあり、勢力が強い段階で猛威にさらされやすいことが最大の原因である。

【想定災害】

本市の風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因とする水害が多い。水害には、低地での浸水被害や溪流での鉄砲水等による土石流、急傾斜地や地すべり地での斜面崩壊、山腹崩壊等がある。

(1) 洪水害

過去の災害から、大雨時に氾濫・溢水や河川への被害を発生するおそれがある水防上重要な地点が存在する。これら河川の危険箇所、重要水防箇所等の河川やため池における浸水、水があふれる等の大規模な洪水害を想定する。

また、既往風水害のうち、排水ポンプ施設の整備された昭和62年以降において、最大規模であった平成18年（2007年）7月22日～23日にかけての大雨（県北部豪雨災害）と同程度の豪雨に加え、平成11年（1999年）9月24日に襲来した台風第18号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、これらと同程度の災害を想定災害として位置付ける。

(2) 土砂災害

ア 土石流災害及び崩壊土砂流出災害

市には、多数の土砂災害警戒区域等が分布し、土石流や崩壊土砂流出による住宅や道路等への被害を想定する。

イ 急傾斜地の崩壊及び山腹の崩壊

斜面地に住宅等を建設した場合等は、その周辺に急傾斜地を伴う場合が多い。地形条件で制約される上に、シラス等の弱い土質が表面を覆っているため、急斜面は全体的に崩壊の危険性をはらんでいる。そのため、市内に多数分布する急傾斜地の崩壊及び山腹の崩壊等による住宅や道路等への被害を想定する。

ウ 地すべり

市内には地すべりが発生すると予想される箇所は一部把握されているが、地すべりは、梅雨期や台風期の降雨によって動きが活発になる場合もある。この地すべりによる住宅、道路等への被害を想定する。

(3) 火災

市には、木造住宅の密集地、消防水利施設が不足する地区、道路の狭小により消防自動車進入困難地域、通行途絶する危険性や孤立化するおそれがある地域等があるため、これらの地域における現有の消火能力で対応できない等の延焼が拡大する

火災を想定する。

想定される被害の総括表【薩摩川内市】

想定項目\災害名 年月日		県北部豪雨災害 (平成 18 年 7 月)		台 風 18 号 (平成 11 年 9 月)	
気象概況		・ 連続降雨量 770 mm		・ 最大瞬間風速・風向 51m/s ・ 連続降雨量 87 mm	
人的被害	死者数	1	名	－	名
	行方不明	－	名	－	名
	重傷	－	名	－	名
	軽傷	－	名	11	名
建物被害	全壊	9	戸	3	戸
	半壊	61	戸	6	戸
	一部破損	4	戸	2,922	戸
	床上浸水	18	戸	3	戸
	床下浸水	83	戸	10	戸

2 地震・津波

県本土は、九州でも比較的有感地震の発生が少ない地域であるが、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震や令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震のように、今後大きな災害を引き起こす地震が発生することが十分考えられる。

【想定災害】

市地域計画が前提とする想定地震は、鹿児島県の地震・津波の想定を考慮した上で、県西部直下及び甬島列島東方沖を震源とした震度 6 強を想定する。

想定地震		最大震度
1	県西部直下の地震（本土）	震度 6 強
2	甬島列島東方沖の地震（甬島）	震度 6 強

(1) 建物被害 : 全壊・焼失棟数(棟)

(注1) - : わずか (5 棟未満)

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない。

(注3) 堤防条件は、堤防あり（ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する。）とする。また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

(注1) - : わずか (5 人未満)

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

(注3) 堤防条件は、堤防あり（ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する。）とする。また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

[illegible]

(注) 一：発生しない。

15

第4章 脆弱性評価

第1節 リスクシナリオ

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、国基本計画に準じ、6つの「事前に備えるべき目標」と29の「リスクシナリオ」を、次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境等、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下、企業活動等の停滞
		4-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・地域経済活動への甚大な被害
		4-4	災害等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響
		4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸上海上の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流機能等への甚大な影響

6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復興を支える人材等の不足により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

第2節 脆弱性評価結果

29の「リスクシナリオ」ごとに、本市が取り組んでいる施策や事業について、その取組状況や現状の課題などを整理し、次のとおり脆弱性評価を行った。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物の耐震化の促進）

- ① 市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

（医療・社会福祉施設の耐震化）

- ② 建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化、非常用電源の確保等を促進する必要がある。

（交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化）

- ③ 港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

（無電柱化等の推進）

- ④ 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

（土地区画整理事業等の推進）

- ⑤ 住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定される。このため、土地区画整理事業を推進するなど、都市の住宅密集地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

（公共施設等の耐震化の推進）

- ⑥ 活動拠点となる公共施設や避難所が被災すると救助活動や避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。また、計画的に老朽化対策に取り組む必要がある。

（造成宅地の防災・減災対策の促進）

- ⑦ 盛土の崩壊等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等を促進する必要がある。

(多数の者が利用する建築物の耐震化の促進)

- ⑧ 不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

(防災訓練や防災教育等の推進)

- ⑨ 学校や職場、地区コミュニティ協議会や自治会、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。また、推進にあたっては、消防・警察等の関係機関と更に連携を図る必要がある。

(避難所における避難生活の環境改善に資する取組推進)

- ⑩ 避難生活の環境改善を図るため、トイレ整備、空調設置や非常用電源の確保、バリアフリー化等の避難所における防災機能の強化を推進する必要がある。

(南海トラフ地震防災対策推進計画に基づく対策の促進)

- ⑪ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により策定した、南海トラフ地震防災対策推進計画に基づく地震・津波対策を推進する必要がある。併せて、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更等を踏まえた見直し等を推進する必要がある。

(自主防災組織や消防団等の充実強化)

- ⑫ 自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

(地震等災害被害予測調査の見直し)

- ⑬ 地震による多数の死傷者の発生を防止するためには、想定される巨大地震について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定の見直しを適宜実施し、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する必要がある。

(緊急輸送道路上の橋梁の耐震化（大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる対策）)

- ⑭ 緊急輸送道路のうち、大規模地震に見舞われる確率の高い地域に位置する橋梁の耐震化を進める必要がある。

(都市公園事業の推進)

- ⑮ 市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する必要がある。

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(装備資機材の充実強化及び災害対応訓練の継続実施)

- ① 迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動用など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害対応訓練を継続実施し、対処

能力の向上を図る必要がある。

（土地区画整理事業等の推進）（再掲 1－1）

- ② 住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定される。このため、土地区画整理事業を推進するなど、都市の住宅密集地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

（自主防災組織や消防団等の充実強化）（再掲 1－1）

- ③ 自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

（火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策、電気火災対策の推進）

- ④ 大規模地震時における電気を起因とする火災の発生を抑制するために、地震時の電気火災等の防火対策の推進等を図る必要がある。

（救助活動能力（体制、装備資機材）の充実向上）

- ⑤ 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入体制の整備等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。

（都市公園事業の推進）（再掲 1－1）

- ⑥ 市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する必要がある。

（住宅・建築物の耐震化の促進）（再掲 1－1）

- ⑦ 市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

1－3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

（避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等）

- ① 広域にわたる大規模津波が発生した際に、避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域のかつ大規模な災害発生時の対応策について検討する必要がある。

（海岸堤防等の老朽化対策の推進）

- ② 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することが課題と

なっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として、地域の将来像を踏まえつつ計画的にインフラの維持管理・更新、集約・再編を行う必要がある。

（海岸施設の機能の検証）

- ③ 建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。このため、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について重点的な海岸堤防の施設の整備を推進しているが、比較的発生頻度の高い（数十年～百数十年の頻度）津波については、今後、施設の機能を検証し、整備の必要性について検討する必要がある。

（高規格道路等の整備推進）

- ④ 災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

（海岸防災林の整備）

- ⑤ 津波の襲来により海岸後背地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る必要がある。

（水門、樋門等の操作等）

- ⑥ 津波等が発生した際に水門、樋門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。このため、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要があったことから、河川部の操作施設については令和6年4月1日より水門等管理規程を改正し、海岸部の操作施設については令和5年8月より順次操作業務委託契約を締結し、操作者の安全確保に関する規程を追加した。

近年、高齢化等により地域住民からの操作員の確保が困難な地域も存在し、また、今後の河川整備の進捗に伴う河川管理施設の増加を考慮すると、操作員の確保はさらに困難になることが想定されることから、土地利用状況や地域の実情を勘案した上で適正な水門等の管理を行うこととし、必要に応じて、無動力化（フラップゲート化等）に取り組み、適正な維持管理機能を確保する必要がある。

（津波ハザードマップの作成）

- ⑦ 建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、津波浸水想定を設定し、浸水区域と水深を示した浸水想定区域図を策定し公表しているところである。今後、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、津波ハザードマップの作成など、ソフト対策を推進する必要がある。

（津波避難計画の周知及び適切な見直し）

- ⑧ 津波避難計画に基づき、津波避難困難地域の抽出や津波避難タワー等の建設によるその解消等、津波避難計画の周知及び見直しを行い、津波からの円滑な避難を実現する必要がある。

(装備資機材の充実強化及び災害対応訓練の継続実施) (再掲 1-2)

- ⑨ 迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動用など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害対応訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る必要がある。

(南海トラフ地震防災対策推進計画に基づく対策の促進) (再掲 1-1)

- ⑩ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により策定した、南海トラフ地震防災対策推進計画に基づく地震・津波対策を推進する必要がある。併せて、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更等を踏まえた見直し等を推進する必要がある。

(外国人が迅速・的確に避難行動をとるための取組の促進)

- ⑪ 外国人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、避難情報等の多言語化や外国人への災害や避難に関する知識の普及、外国人の地域コミュニティへの参加の取組を推進する必要がある。

(防災訓練や防災教育等の推進) (再掲 1-1)

- ⑫ 学校や職場、地区コミュニティ協議会や自治会、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。また、推進にあたっては、消防・警察等の関係機関と更に連携を図る必要がある。

(地区防災計画の作成促進)

- ⑬ 地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等が市と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図っていくことが必要である。

(個別避難計画の作成の加速化及び実効性を高める取組の促進)

- ⑭ 個別避難計画の作成の更なる加速化及び、避難行動要支援者に関する避難訓練の実施等の個別避難計画の実効性を高める取組等の促進を図る必要がある。

(防災関係機関等の連携による被災状況の早期把握)

- ⑮ 被災状況の早期把握のため、防災関係機関との連携強化によるドローンなどの新技術や SNS も活用し、災害発生時の迅速な搜索・救助活動、災害関係情報の収集ができる体制を整備する必要がある。

(河川堤防等の地震・津波対策の推進)

- ⑯ 大規模地震・津波が想定される地域等の市が管理する河川において、堤防の整備等によ

る地震・津波対策を進めるとともに、大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備や高潮対策が必要である。

（海岸保全施設の整備（高潮対策、侵食対策））

- ⑰ 大規模地震・津波が想定される地域等の海岸において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う必要がある。気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や高潮対策、侵食対策を進める必要がある。

（高潮ハザードマップの作成）

- ⑱ 一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進める必要がある。

豪雨や台風時における住民の主体的な避難行動を促進するため、高潮等による浸水被害を想定したハザードマップ及びGISデータの作成を進める必要がある。

（津波災害警戒区域の指定）

- ⑲ 津波防災地域づくりを推進するため、津波災害ハザードエリアからの移転を促進するとともに、津波災害警戒区域等の指定及び津波ハザードマップに基づく訓練を進める必要がある。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえて地震・津波対策を着実に講じる必要がある。

（水防法に基づく水防活動の実施）

- ⑳ 水防法に基づく水防活動を確実に実施するため、河川における危険箇所の巡視、土のう積などの水防工法、避難の呼びかけ等の水防活動を強化する必要がある。

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（河川改修等の治水対策の推進）

- ① 過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削、築堤等の整備を推進している。しかしながら近年、気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており、現在の取組について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図るとともに、河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上、水防拠点の整備を進める必要がある。

（防災情報の高度化、地域水防力の強化）

- ② 防災情報の高度化、地域水防力の強化、洪水等を想定した避難訓練等のソフト対策を組み合わせて実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。

(雨量や河川水位などの防災情報の提供)

- ③ 浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。県は河川砂防情報システムにより、雨量や河川水位等の防災情報をインターネット等により広く一般住民に提供しており、市としても避難勧告等の判断に活用する必要がある。今後、より一層の周知及び活用に努め、地域防災力の強化を図っていく必要がある。

(内水対策にかかる人材育成)

- ④ 広域かつ長期的な市街地等の浸水が想定される。内水対策についてより迅速な対応を行うため、人材育成を推進する必要がある。

(装備資機材の充実強化及び災害対応訓練の継続実施) (再掲 1 - 2)

- ⑤ 迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害対応訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る必要がある。

(ダムの老朽化対策の推進)

- ⑥ 異常気象等による豪雨の場合、ダムの損壊等による洪水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。既設ダムについては、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、適切に整備、維持管理、更新を行う必要がある。

(河川管理施設の老朽化対策の推進)

- ⑦ 河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。河川管理施設については、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する必要がある。なお、人為的操作を伴う施設については、省力化・効率化を図るため、修繕や更新にあたり、必要に応じて、無動力化（フラップゲート化等）に取り組み、適正な維持管理機能を確保する必要がある。

(雨水ポンプ施設の老朽化対策の推進)

- ⑧ 異常気象等による豪雨の場合、内水面の上昇による浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。雨水ポンプ施設については、施設の機能を維持するために耐水化・防水化を図りつつ、老朽化に伴う施設の更新を計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、適切に整備、維持管理、更新を行う必要がある。

(農業用ため池の防災・減災対策の推進)

- ⑨ ため池等の総合的な防災・減災対策を推進するため、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた取組を推進する必要がある。

(農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の防災・減災対策の推進)

- ⑩ 農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の整備・改修等を推進する必要がある。

(気候変動適応策の推進)

- ⑪ 気候変動及びその影響・予測等の実施や文献レビュー等による情報収集を継続して行う必要がある。

(地区防災計画の作成促進) (再掲 1－3)

- ⑫ 地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等が市と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図っていくことが必要である。

(総合土砂管理に資するストックヤードの確保)

- ⑬ 流域治水の推進に向けて、山地から海岸までの土砂移動に関する課題に対して、河川等に堆積した土砂を侵食が進む箇所に投入するなど、土砂の有効活用による対策を実施するため、国や各自治体が連携して、ストックヤードを確保するなど、総合土砂管理の視点から土砂の円滑な調達体制を構築する必要がある。

(気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画に基づく海岸堤防の整備や侵食対策の推進)

- ⑭ 気候変動の影響を考慮した県の海岸保全基本計画に基づき、今後将来にわたっての海岸堤防の整備や侵食対策の推進に努める必要がある。

(河川堤防等の強靱化対策の推進)

- ⑮ 河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備や高潮対策が必要である。

(多自然川づくりの推進)

- ⑯ 自然環境が有する多様な機能を防災・減災等に活用するグリーンインフラの考え方を実現するため、河川が本来有している多様性に富んだ自然環境を保全・創出するなど多自然川づくりを推進する必要がある。

(防災情報の高度化)

- ⑰ 水害リスク情報の充実、浸水常襲箇所への低コストな浸水センサー設置等によるきめ細かな情報提供、水位予測情報の長時間化や精度向上を推進するなど、防災情報の更なる高度化を図る必要がある。

また、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する必要がある。

(洪水ハザードマップの作成)

- ⑱ 多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、県が指定した洪水浸水想定区域に基づき、洪水ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。

(内水ハザードマップの作成)

- ⑲ 気候変動の影響により、大雨等が頻発し、内水氾濫による危険性が増大していることから、内水浸水想定区域図を作成し、内水ハザードマップとして内水リスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促進する必要がある。

(気候変動の影響を考慮した治水計画の策定)

- ⑳ 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、河川のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水の取組を強化する必要がある。

(流域治水の推進)

- ㉑ 気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、氾濫をできるだけ防ぐ減らす対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減及び早期復旧復興のための対策を推進する必要がある。

(ダムの情報網整備)

- ㉒ 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、ダムの事前放流の効果をより発揮させるため、利水ダムを含む全てのダムの流入量や放流量、貯水位などの各種データを一元的に管理する情報網を整備する必要がある。

(ダムの貯水池機能の回復)

- ㉓ 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、ダムの貯水池機能が低下した場合、順次集中的・計画的に洪水調節容量内に堆積した土砂の撤去、ダムへの土砂流入量を低減させるための対策等に取り組んでいく必要がある。

(水防法に基づく水防活動の実施) (再掲 1 - 3)

- ㉔ 水防法に基づく水防活動を確実に実施するため、河川における危険箇所の巡視、土のう積などの水防工法、避難の呼びかけ等の水防活動を強化する必要がある。

1 - 5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生

(治山事業の推進)

- ① 集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

(土砂災害防止施設整備の推進)

- ② 豪雨のみならず、南海トラフ地震等、将来発生が予想されている大地震を踏まえて、人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える礎的なインフラを守るため、引き続き砂防施設等の整備により土砂・流木対策を推進する必要がある。

(土砂災害警戒区域等の指定推進)

- ③ 頻発化する土砂災害に対し、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し、引き続き土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報の精度向上等に取り組むことで、住民等の円滑な避難を促進する必要がある。

(警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知)

- ④ 土砂災害が発生するおそれのある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。また、豪雨により土砂災害が生じるおそれがあるため、引き続き、防災行政無線や市ホームページ等による広報に努めていく必要がある。

(適切な森林整備の推進)

- ⑤ 適期に施業が行われていない森林や伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。このため、計画的な間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

(防災アドバイザーの活用等による防災啓発の促進)

- ⑥ 防災アドバイザーの活用等による地域住民への防災講座等に引き続き取り組み、地域の防災啓発を促進していく必要がある。

(防災気象情報の利活用の促進)

- ⑦ 防災気象情報の的確な情報伝達や利活用方法等について引き続き取り組み、防災対応を行う必要がある。

(土砂・洪水氾濫対策の推進)

- ⑧ 将来見込まれる気候変動を踏まえて、過去に発生履歴を有する等、土砂・洪水氾濫の蓋然性が高い流域において砂防堰堤等の整備等を行うのみならず、土砂・洪水氾濫が発生した流域と同様の地形的特徴を有する等、対策の優先度が高い流域を調査により抽出・選定した上で、必要な対策を講じていくことが重要である。

(砂防設備等の老朽化対策の推進)

- ⑨ 砂防設備等の機能を確実に発揮させるため、トータルコストの縮減、費用の平準化の観点から、予防保全型の維持管理を進めていく必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化)

- ① 地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

(高規格道路等の整備推進) (再掲 1-3)

- ② 災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築を進めているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

- ③ 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

(消防の体制等強化)

- ④ 消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化)

- ⑤ 災害対応において、関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。

(災害派遣医療チーム (DMAT) の受入体制の整備)

- ⑥ 災害発生直後の急性期 (概ね 48 時間以内) に救命救急活動が開始できるよう、県知事の派遣要請により市外から派遣される災害派遣医療チーム (DMAT) の受入体制を整備するため、県と連携して取組を進める必要がある。

(自主防災組織や消防団等の充実強化) (再掲 1-1)

- ⑦ 自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

(防災関係機関等と連携した防災訓練の実施)

- ⑧ 消防等の防災関係機関との連携とともに、防災対策に資する民間企業も参加した防災訓練を引き続き実施し、災害時における協力体制の更なる強化を図る必要がある。

（個別避難計画の作成の加速化及び実効性を高める取組の促進）（再掲 1－3）

- ⑨ 個別避難計画の作成の更なる加速化及び、避難行動要支援者に関する避難訓練の実施等の個別避難計画の実効性を高める取組等の促進を図る必要がある。

（住宅・建築物の耐震化の促進）（再掲 1－1）

- ⑩ 市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

2－2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（高規格道路等の整備推進）（再掲 1－3）

- ① 災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築を進めているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）（再掲 2－1）

- ② 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

（広域医療搬送拠点の整備）

- ③ 災害発生時に重症患者等を被災地外へ航空機等で搬送する際の臨時的な医療施設を整備する必要がある。

（災害拠点病院の施設等の整備）

- ④ 災害時において地域の医療機関を支援する災害拠点病院を 1 ヶ所指定しており、災害時に迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する必要がある。

（災害時の医療機関の対応マニュアルの作成）

- ⑤ 災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成を促進する必要がある。

（広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用）

- ⑥ 被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、災害発生時に迅速な医療の提供を

促進する必要がある。

（災害医療コーディネート体制の整備）

- ⑦ 災害対策本部が設置された場合に、医療チームの配置調整などを行うコーディネート機能が発揮できる体制について整備を進める必要がある。

（災害応急医療マニュアルの見直し）

- ⑧ 大規模・突発的な広域災害時の救急医療における対応等を示した「災害応急医療マニュアル」について、随時内容の見直しを行う必要がある。

（ドクターヘリの運航体制の充実）

- ⑨ 救急医療体制の充実・強化を図るため、引き続きドクターヘリの安定的な運用を行う必要がある。

（医療救護活動の体制整備）

- ⑩ 本市には二次医療機関の済生会川内病院や川内市医師会立市民病院等多くの医療機関があるが、大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

（災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入体制の整備）

- ⑪ 災害発生時に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うことができる県の災害派遣精神医療チーム（DPAT）を受け入れる体制を整備する必要がある。

（住宅・建築物の耐震化の促進）（再掲 1－1）

- ⑫ 市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

（災害拠点病院等への緊急輸送道路の確保）

- ⑬ 災害派遣医療チーム（DMAT）等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、環状交差点の活用、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進める必要がある。また、患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など取組を進める必要がある。

（災害に備えた道路啓開体制の強化）

- ⑭ 道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る必要がある。

(河川堤防等の地震・津波対策の推進) (再掲 1-3)

- ⑮ 大規模地震・津波が想定される地域等の市が管理する河川において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備や高潮対策が必要である。

(海岸保全施設の整備(高潮対策、侵食対策)) (再掲 1-3)

- ⑯ 大規模地震・津波が想定される地域等の海岸において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う必要がある。気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や高潮対策、侵食対策を進める必要がある。

(海岸堤防等の老朽化対策の推進) (再掲 1-3)

- ⑰ 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として、地域の将来像を踏まえつつ計画的にインフラの維持管理・更新、集約・再編を行う必要がある。

(河川改修等の治水対策の推進) (再掲 1-4)

- ⑱ 過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削、築堤等の整備を推進している。しかしながら近年、気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており、現在の取組について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図るとともに、河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上、水防拠点の整備を進める必要がある。

(河川堤防等の強靱化対策の推進) (再掲 1-4)

- ⑲ 河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備や高潮対策が必要である。

(河川管理施設の老朽化対策の推進) (再掲 1-4)

- ⑳ 河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。河川管理施設については、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する必要がある。なお、人為的操作を伴う施設については、省力化・効率化を図るため、修繕や更新にあたり、必要に応じて、無動力化(フラップゲート化等)に取り組み、適正な維持管理機能を確保する必要がある。

(ダムの老朽化対策の推進) (再掲 1-4)

- ㉑ 異常気象等による豪雨の場合、ダムの損壊等による洪水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。既設ダムについては、予防保全対策などを計画的に実施し、

長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、適切に整備、維持管理、更新を行う必要がある。

2-3 劣悪な避難生活環境等、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

（公共施設等の耐震化の推進）（再掲 1-1）

- ① 活動拠点となる公共施設や避難所が被災すると救助活動や避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。また、計画的に老朽化対策に取り組む必要がある。

（電力供給遮断時の電力確保）

- ② 防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。なお、再生可能エネルギー設備に係るコストを考慮した場合、再生可能エネルギー電源の供給エリアを限定することとなるため、非常用発電機との併用や独立型LED街路灯（スマコミライト）の活用、その他運用方法の工夫等により設備利用の効率化を図る必要がある。また、非常用発電機の老朽化による更新等が課題である。

（市立学校の避難所の老朽化対策）

- ③ 避難所指定を受けた体育館については、計画的に老朽化対策を実施している。なお、非常用電源などの防災機能の充実を図る必要がある。

（災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入体制の整備）（再掲 2-2）

- ④ 災害発生時に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うことができる県の災害派遣精神医療チーム（DPAT）を受け入れる体制を整備する必要がある。

（医療・社会福祉施設の耐震化）（再掲 1-1）

- ⑤ 建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化、非常用電源の確保等を促進する必要がある。

（災害時の社会福祉施設の業務継続計画（BCP）の作成）

- ⑥ 災害発生時でも必要なサービスが継続できる体制を構築するため、社会福祉施設における業務継続計画（BCP）の作成を促進する必要がある。

（避難所運営マニュアルの策定及びその運営体制の確保）

- ⑦ 地震発生等の災害時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を策定し、その内容を踏まえた運営体制を整備しておく必要がある。

（災害派遣福祉チーム（DCAT）の整備）

- ⑧ 現状は人材養成研修や伝達訓練を実施している。今後ノウハウ等の蓄積が課題。

（応急給水体制の整備）

- ⑨ 災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制するとともに、応急給水体制を整備する必要がある。

（災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制構築）

- ⑩ 被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため専門的な研修訓練を受けた災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員を養成する必要がある。

（地区防災計画の作成促進）（再掲 1－3）

- ⑪ 地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等が市と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図っていくことが必要である。

（被災者台帳作成の事前準備の推進）

- ⑫ 大規模災害時は、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、被災者台帳作成に資する被災者支援システムの導入検討などの事前準備を推進する必要がある。

（福祉避難所の確保及びその運営体制の支援）

- ⑬ 一般的な避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れる施設となる福祉避難所の確保とその運営体制並びに必要な資機材の整備や施設設備の充実に向けた支援を行う必要がある。

（指定避難所及び各家庭等における備蓄の整備促進）

- ⑭ 指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める必要がある。また、災害の発生に備えた自助の取組として、各家庭や集合住宅単位でも、食料や飲料水など必要な物資を備蓄するとともに、ラジオなど防災に関する情報を収集する手段を確保するよう、防災啓発に努める必要がある。

（住宅・建築物の耐震化の促進）（再掲 1－1）

- ⑮ 市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

（水防法に基づく水防活動の実施）（再掲 1－3）

- ⑯ 水防法に基づく水防活動を確実に実施するため、河川における危険箇所の巡視、土のう

積などの水防工法、避難の呼びかけ等の水防活動を強化する必要がある。

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

（水道施設等の耐震化等の推進）

- ① 水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設等における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設等の耐震化等を推進する必要がある。

（物資輸送ルートの確保）

- ② 大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施する必要がある。

（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）（再掲 2-1）

- ③ 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

（高規格道路等の整備推進）（再掲 1-3）

- ④ 災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築を進めているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

（備蓄物資の供給体制等の強化）

- ⑤ 備蓄物資や流通備蓄物資の適正かつ迅速な確保を行うため、搬出・搬入等を行う関係機関との連携や調整などを強化する取組を進める必要がある。

（医療用資機材・医薬品の供給体制の整備）

- ⑥ 本市には二次医療機関の済生会川内病院や川内市医師会立市民病院等多くの医療機関があるが、大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、関係団体と災害時応援協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図るとともに、円滑な供給体制の構築に努める必要がある。

（医療用資機材・医薬品の備蓄）

- ⑦ 大規模災害発生初動期には、医療救護用の医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、備蓄品目の見直しや更新を行うとともに、適正な保管管理を行う必要がある。

(輸血用血液製剤の確保)

- ⑧ 大規模災害時には、輸血用の血液製剤が不足するおそれがあるため、血液製剤が的確に確保されるよう、血液センターと連携して、需要に見合った献血の確保を行うとともに、血液製剤が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる必要がある。

(応急給水体制の整備) (再掲 2-3)

- ⑨ 災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制するとともに、応急給水体制を整備する必要がある。

(災害拠点病院の施設等の整備) (再掲 2-2)

- ⑩ 災害時において地域の医療機関を支援する災害拠点病院を1ヵ所指定しており、災害時に迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する必要がある。

(受援計画の策定等及び国の「物資調達・輸送調整等支援システム」の操作方法等の習熟)

- ⑪ 被災による物資供給に対し、国・県や市内事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定、物資拠点の拡充等の推進及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、物的支援の受援体制を強化する必要がある。

また、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を関係機関での情報共有や、被災地のニーズ把握や物資拠点の在庫管理等の手段として活用することが物資の円滑な調達につながることから、防災訓練等を活用して同システムの操作方法等の習熟を促す必要がある。

(災害に備えた道路啓開体制の強化) (再掲 2-2)

- ⑫ 道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る必要がある。

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(一時滞在施設の確保)

- ① 帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する必要がある。

(都市公園事業の推進) (再掲 1-1)

- ② 市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する必要がある。

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(高規格道路等の整備推進) (再掲 1-3)

- ① 災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築を進めているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

(孤立集落を未然に防止するための災害に強い道路づくりの推進)

- ② 孤立化のおそれのある集落へのアクセスに配慮するため、崩土や落石等の危険性がある箇所の法面対策や橋梁の耐震対策などを着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化) (再掲 2-1)

- ③ 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

(行政機関の機能低下の防止)

- ④ 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。

(治山事業の推進) (再掲 1-5)

- ⑤ 集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

(防災関係機関等の連携による被災状況の早期把握) (再掲 1-3)

- ⑥ 被災状況の早期把握のため、防災関係機関との連携強化によるドローンなどの新技術や SNS も活用し、災害発生時の迅速な搜索・救助活動、災害関係情報の収集ができる体制を整備する必要がある。

(通信手段の早期復旧及び多重化)

- ⑦ 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう消防等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。

(救命・救助活動や支援物資搬入に係る進入手段・ルートの情報共有及び確保)

- ⑧ 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により多様な提供手段の確保に向けた取組を図る必要がある。また、農道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者間で常に共有する必要がある。

(災害に備えた道路啓開体制の強化) (再掲 2-2)

- ⑨ 道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る必要がある。

(孤立集落対策のための緊急輸送道路等の確保)

- ⑩ 孤立集落対策として、道路の無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進していく必要がある。

(河川堤防等の地震・津波対策の推進) (再掲 1 - 3)

- ⑪ 大規模地震・津波が想定される地域等の市が管理する河川において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備や高潮対策が必要である。

(海岸保全施設の整備(高潮対策、侵食対策)) (再掲 1 - 3)

- ⑫ 大規模地震・津波が想定される地域等の海岸において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う必要がある。気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や高潮対策、侵食対策を進める必要がある。

(海岸堤防等の老朽化対策の推進) (再掲 1 - 3)

- ⑬ 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として、地域の将来像を踏まえつつ計画的にインフラの維持管理・更新、集約・再編を行う必要がある。

(河川改修等の治水対策の推進) (再掲 1 - 4)

- ⑭ 過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削、築堤等の整備を推進している。しかしながら近年、気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており、現在の取組について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図るとともに、河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上、水防拠点の整備を進める必要がある。

(河川堤防等の強靱化対策の推進) (再掲 1 - 4)

- ⑮ 河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備や高潮対策が必要である。

(河川管理施設の老朽化対策の推進) (再掲 1 - 4)

- ⑯ 河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。

ある。河川管理施設については、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する必要がある。なお、人為的操作を伴う施設については、省力化・効率化を図るため、修繕や更新にあたり、必要に応じて、無動力化（フラップゲート化等）に取り組み、適正な維持管理機能を確保する必要がある。

（ダムの老朽化対策の推進）（再掲 1－4）

- ⑰ 異常気象等による豪雨の場合、ダムの損壊等による洪水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。既設ダムについては、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、適切に整備・維持管理、更新を行う必要がある。

2－7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

（感染症の発生・まん延防止）

- ① 浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。感染症の発生予防・まん延防止のため、消毒指示等を行う保健所との連携に努める必要がある。コロナ禍において、医療機関等で使用するマスク等が不足したことから、医療機関用等のマスク、ガウン等を備蓄しておくことが必要である。

（下水道業務継続計画（BCP）の策定及び充実）

- ② 下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、下水道業務継続計画（BCP）を見直し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える必要がある。

（予防接種の推進及びワクチンや予防接種資材の在庫状況の把握）

- ③ 災害時には、避難所等において感染症が拡大するおそれがある。感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する必要がある。また、大規模な自然災害の発生に伴い、ワクチンや注射針など予防接種に必要な資材供給不足が起きないように、ワクチンや予防接種資材の市内の在庫状況の把握に努める必要がある。

（下水道施設の耐震化等の推進）

- ④ 液状化によるマンホールの浮上や管路の破損で下水が流れず、また、下水処理場での埋設管や機器が破損するなど、下水が処理出来ない状況が想定される。防災拠点や避難所、又は地域防災対策上必要と定めた施設等から排水を受ける管路や、緊急輸送路に埋設されている管路など、重要な幹線に設置されている管路の耐震化を推進する必要がある。

（住宅・建築物の耐震化の促進）（再掲 1－1）

- ⑤ 市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（公共施設等の耐震化の推進）（再掲 1-1）

- ① 活動拠点となる公共施設や避難所が被災すると救助活動や避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材の含めた耐震化を推進する必要がある。また、計画的に老朽化対策に取り組む必要がある。

（電力供給遮断時の電力確保）（再掲 2-3）

- ② 防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。なお、再生可能エネルギー設備に係るコストを考慮した場合、再生可能エネルギー電源の供給エリアは限定されるため、非常用発電機との併用や独立型LED街路灯（スマコミライト）の活用、その他運用方法の工夫等により設備利用の効率化を図る必要がある。また、非常用発電機の老朽化による更新等が課題である。

（情報通信インフラの確保）

- ③ 災害等による情報通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や出先機関を中心に、情報通信機能を強化する必要がある。

（自治体業務継続計画（BCP）の策定等）

- ④ 本市における業務継続計画（BCP）の策定、見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。

（受援計画の策定及び防災訓練の実施等による人的支援に係る受援体制の実効性確保）

- ⑤ 被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、人的支援に係る受援体制の実効性を確保する必要がある。

（自主防災組織や消防団等の充実強化）（再掲 1-1）

- ⑥ 自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

（被災者台帳作成の事前準備の推進）（再掲 2-3）

- ⑦ 大規模災害時は、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、被災者台帳作成に資する被災者支援システムの導入検討などの事前準備を推進する必要がある。

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下、企業活動等の停滞

(道路網の確保)

- ① 大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断されることが想定されるため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進する必要がある。

(食料等の物資供給の確保)

- ② 大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化) (再掲 2-1)

- ③ 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

(高規格道路等の整備推進) (再掲 1-3)

- ④ 災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

(企業における業務継続計画(BCP)策定等の支援)

- ⑤ 企業が災害時に重要業務を継続するための業務継続計画(BCP)の策定や、不測の事態においても事業を継続するための業務継続マネジメント(BCM)の構築についての支援情報の周知・広報に努める必要がある。

(港湾業務継続計画(BCP)の推進)

- ⑥ 大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。

このため、港湾業務継続計画(BCP)を策定し、これらの事態への対応を強化するとともに、策定された業務継続計画(BCP)に基づき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する必要がある。

4-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等)

- ① 大規模自然災害の発生に伴う放射線物質又は放射線等の有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国・県と連携して対応する必要がある。

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・地域経済活動への甚大な被害

(道路網の確保) (再掲4-1)

- ① 大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断されることが想定されるため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進する必要がある。

(水産物の安定供給)

- ② 大規模自然災害により、漁港施設が被災した場合、漁業活動に支障が生じ、食料の安定供給に多大な影響を及ぼすことが想定される。このため、大規模災害後でも早期に漁業活動が再開でき、市場への水産物の流通を支援できるよう、流通や生産拠点となる漁港の主要な陸揚げ施設等の耐震性能を確保する必要がある。現状の施設機能診断を行い、長寿命化を図りつつ、対策を推進するための取組を充実する必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化) (再掲2-1)

- ③ 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

(高規格道路等の整備推進) (再掲1-3)

- ④ 災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

(受援計画の策定等及び国の「物資調達・輸送調整等支援システム」の操作方法等の習熟)
(再掲2-4)

- ⑤ 被災による物資供給に対し、国・県や市内事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定、物資拠点の拡充等の推進及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、物的支援の受援体制を強化する必要がある。

また、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を関係機関での情報共有や、被災地のニーズ把握や物資拠点の在庫管理等の手段として活用することが物資の円滑な調達につながることから、防災訓練等を活用して同システムの操作方法等の習熟を促す必要がある。

(備蓄物資の供給体制等の強化) (再掲2-4)

- ⑥ 備蓄物資や流通備蓄物資の適正かつ迅速な確保を行うため、搬出・搬入等を行う関係機関との連携や調整などを強化する取組を進める必要がある。

（漁港業務継続計画（BCP）の実効性向上）

- ⑦ 大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するための対策を行う必要がある。行政、漁業関係者、民間企業など一体となって、災害時に長期間にわたって水産物の流通がとどまることがないように、水産物流通の拠点となる漁港で策定した漁港業務継続計画（BCP）の実効性を高めていく必要がある。

（農道・農道橋の防災・減災対策の推進）

- ⑧ 農道・農道橋の被害に伴う食料等の安定供給の停滞等を防止するため、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。

（農業用ため池の防災・減災対策の推進）（再掲 1－4）

- ⑨ ため池等の総合的な防災・減災対策を推進するため、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた取組を推進する必要がある。

（農業農村整備に係る防災・減災対策の促進）

- ⑩ 農業水利施設のGISデータ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する必要がある。

（港湾業務継続計画（BCP）の推進）（再掲 4－1）

- ⑪ 大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。

このため、港湾業務継続計画（BCP）を策定し、これらの事態への対応を強化するとともに、策定された業務継続計画（BCP）に基づき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する必要がある。

4－4 災害等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

（応急給水体制の整備）（再掲 2－3）

- ① 災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制するとともに、応急給水体制を整備する必要がある。

（水道施設等の耐震化等の推進）（再掲 2－4）

- ② 水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設等における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設等の耐震化等を推進する必要がある。

(農業水利施設等の適切な維持管理)

- ③ かんがい用水のための川内右岸地区第2揚水機場を整備しているが、造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、関連施設の適切な維持管理に努め、川内右岸地区の農業用水の安定的な供給を行う必要がある。

4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下

(適切な森林整備の推進) (再掲1-5)

- ① 適期に施業が行われていない森林や伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。このため、計画的な間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

(治山事業の推進) (再掲1-5)

- ② 集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

(鳥獣被害防止対策の推進)

- ③ 野生鳥獣による農作物被害により、営農意欲の減退を招き、荒廃農地発生の要因となる。このため、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、総合的かつ一体的に推進する必要がある。

(鳥獣害対策の強化)

- ④ 鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する必要がある。

(林業就業者の確保)

- ⑤ 森林の適切な管理や木材利用の推進に向け、林業の担い手の確保等が必要である。

(自然公園等施設の老朽化対策等)

- ⑥ 自然公園において、災害時の利用者の避難経路の確保等が課題となっている。このため、公園区域内の老朽化した道路の補修等を推進する必要がある。

(海岸防災林の整備) (再掲1-3)

- ⑦ 津波の襲来により海岸後背地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る必要がある。

(木材の供給・利用の促進)

- ⑧ 豪雨等の発生と森林の管理不足等の連鎖によって生じる山地災害の発生や森林の被害を防止するには、引き続き、C L T等の建築用木材の供給・利用の促進を強化し、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進する必要がある。

(災害時における海岸漂着物等の回収・処理の推進)

- ⑨ 災害時に海岸に大量の漂流・漂着物が発生した状況下では、農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下が起り得ることから、回収・処理等を実施することが重要である。また、台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港施設や交通インフラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸の漂流・漂着物等の撤去を大幅に進捗させる必要がある。

(農村集落機能の維持)

- ⑩ 農村において集落機能を維持するためには、農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備や維持管理が重要である。

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報通信機能の耐災害性の強化)

- ① 震度6弱以上の地震が想定される多くの地域や津波浸水地域については、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。

(携帯の不感地域の解消)

- ② 市としては、職員や住民からの通報等により覚知した状況を、通信事業者に不感地域の解消に係る要望を行うとともに、基地局整備等を行う必要がある。

(情報伝達手段の多重化、確実化)

- ③ Jアラートの自動起動装置の活用や防災行政無線の適切な維持・更新及びデジタル化の推進、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、インターネットの活用、FMさつませんだいの協定等により、情報伝達手段の多重化を図る必要がある。また、他の情報システムとの連携や衛星通信など最新のデジタル技術の活用を進め、より迅速かつ的確な災害情報の把握が可能となるシステムへの機能向上を図る必要がある。さらに、旅行者や高齢者・障害者、外国人等にも配慮した提供手段を確保し、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める必要がある。

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

(防災拠点等への再エネ設備等の導入支援)

- ① 災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る必要がある。

5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(燃料供給施設等の周辺対策)

- ① 大規模自然災害が発生した場合、火災、煙、有害物質等の流出により、燃料供給施設等の周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。

(燃料供給施設等のエリア内企業の連携)

- ② 燃料供給施設等のエリア内企業の連携の促進・持続的な推進など事業者における取組を

強化する必要がある。

(燃料供給施設等防災計画の見直し)

- ③ 令和6年4月に市防災計画を見直した。今後、防災に関する諸情勢の変化、科学的調査研究の成果等により、適宜見直しを図る必要がある。

(燃料供給施設等の災害に備えた総合防災訓練の実施)

- ④ 関係機関による総合防災訓練を年1回実施し、防災計画に習熟するとともに関係機関等相互の協力体制を緊密にし、災害防止と防災活動の円滑な実施を図る必要がある。

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の耐震化等の推進) (再掲2-4)

- ① 水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設等における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設等の耐震化等を推進する必要がある。

(農業集落排水施設の老朽化対策の推進)

- ② 農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。

(下水道施設の老朽化対策等の推進)

- ③ 下水道の整備の進展に伴い、管路施設や処理場の老朽化が進行している。日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、ストックマネジメント計画に基づき老朽化対策を推進する必要がある。

(合併浄化槽への転換の促進)

- ④ 浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

(漁業集落排水施設の老朽化対策の推進)

- ⑤ 漁村地域における生活排水処理は辺地等に位置し、沿岸に面した小規模施設が多く、自然災害等による長期間の機能停止が予想される。このため、漁業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する必要がある。

(下水道業務継続計画(BCP)の策定及び充実)

- ⑥ 下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、下水道業務継続計画(BCP)を見直し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える必要がある。

(下水道施設の耐震化等の推進) (再掲 2-7)

- ⑦ 液状化によるマンホールの浮上や管路の破損で下水が流れず、また、下水処理場での埋設管や機器が破損するなど、下水が処理出来ない状況が想定される。防災拠点や避難所、又は地域防災対策上必要と定めた施設等から排水を受ける管路や、緊急輸送路に埋設されている管路など、重要な幹線に設置されている管路の耐震化を推進する必要がある。

5-5 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸上海上の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流機能等への甚大な影響

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化) (再掲 2-1)

- ① 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

(道路の防災対策の推進)

- ② 道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する必要がある。

(高規格道路等の整備推進) (再掲 1-3)

- ③ 災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築を進めているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

(港湾業務継続計画(BCP)の推進) (再掲 4-1)

- ④ 大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。

このため、港湾業務継続計画(BCP)を策定し、これらの事態への対応を強化するとともに、策定された業務継続計画(BCP)に基づき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する必要がある。

(「道の駅」の防災機能強化の推進)

- ⑤ 災害発生時に地域の防災拠点としての機能を発揮するため、非常用電源設備や備蓄倉庫等の防災設備の整備を図り、救命・救急活動、物資集配、住民避難、食料供給などの拠点としての機能強化を図る必要がある。

(災害に備えた道路啓開体制の強化) (再掲 2-2)

- ⑥ 道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保する

ことで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る必要がある。

（交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化）（再掲 1－1）

- ⑦ 港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

（半島地域の災害対策の推進）

- ⑧ 令和 6 年能登半島地震や、令和 6 年 9 月の豪雨災害で明らかとなった課題に対応し、半島地域の災害対策を充実させることが求められる。国土強靱化基本計画と連携し、道路、港湾、上下水道、通信基盤等の防災対策を強化するため、半島地域のインフラが優先的に整備されるよう、鹿児島県開発促進協議会等を通じて半島振興道路整備事業債の拡充などを要望する必要がある。

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

（被災者台帳作成の事前準備の推進）（再掲 2-3）

- ① 大規模災害時は、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、被災者台帳作成に資する被災者支援システムの導入検討などの事前準備を推進する必要がある。

（里山林等の保全管理）

- ② 大規模災害が発生した場合、里山林や幹線道路沿線等の公益上重要な森林が荒廃することが想定される。防災の観点から森林環境の保全を図る必要がある。

（流域治水の推進）（再掲 1-4）

- ③ 気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、氾濫をできるだけ防ぐ減らす対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減及び早期復旧復興のための対策を推進する必要がある。

6-2 災害対応・復興を支える人材等の不足により復興できなくなる事態

（災害教訓の伝承による防災啓発の取組促進）

- ① 過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝承するため、大規模災害に関する記録を整理・保存するとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えて、防災啓発を図っていく必要がある。

（ボランティア活動の支援体制の強化）

- ② 避難生活支援として、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成する研修の実施や当該人材と地域・避難所との調整を図る仕組みの構築を検討する必要がある。また、社会福祉協議会が所管する災害ボランティアセンターの運営を支援し復興を支える人材確保についても支援する必要がある。

（災害時初動対応力の強化）

- ③ 大規模災害発生時における対応能力に課題もあることから、災害初動対応業務に係る研修や訓練の実施等を通じて、災害対応能力の強化を図る必要がある。

（建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業等における防災・減災の担い手確保・育成）

- ④ 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部における業務継続計画（BCP）策定災害協定の締結等の取組が進められているが、復興を支える人材等の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進行等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。併せて、建設分野に携わる職員の確保を図る必要がある。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(循環型社会形成推進交付金等を活用した廃棄物処理施設等の整備の促進)

- ① 大規模自然災害が発生した場合、廃棄物処理施設やし尿処理施設が被災し、生活ごみやし尿の処理に支障を来すことが想定される。このため、市における廃棄物処理施設等の耐震対策等を推進する必要がある。

(災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結)

- ② 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、市の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、鹿児島県産業資源循環協会と協定を締結しているところであるが、さらなる協力体制の実効性向上を図る必要がある。

(災害廃棄物処理計画の実効性の確保・向上)

- ③ 大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、大量の災害廃棄物が発生し、本市における通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、早急な復旧復興のためには、災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めることに加え、市災害廃棄物処理計画の確認・見直しや、人材育成を行うなど、計画の実効性向上の確保・向上に資する、平時からの取組を推進する必要がある。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(応急仮設住宅建設候補地リスト作成)

- ① 応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う必要がある。

(災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定)

- ② 災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

(災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定)

- ③ 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定)

- ④ 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

(浸水対策)

- ⑤ 大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進する必要がある。

(地籍調査)

- ⑥ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等の更なる推進を図る必要がある。

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の保護管理)

- ① 貴重な文化財の喪失等を防ぐため、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を今後も促進する必要がある。

(自然環境の魅力向上)

- ② 希少な生態系や生物多様性等は、外来種の移入や人為的な影響により、損失するおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、希少種保護対策や外来種対策、利用の適正化、普及啓発などの希少な生態系の維持に取り組む必要がある。自然公園利用者に係る災害被害の防止・軽減のためには、老朽化施設の補修等だけでなく、利用ルールの遵守など利用者や地域住民の理解・協力も欠かせない。このため、自然環境の魅力を高めていくための取組を推進する必要がある。

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(商工会議所等と市の連携による小規模事業者に対する事業継続力強化の取組)

- ① 川内商工会議所、薩摩川内市商工会及び市が連携し、自然災害等に備える小規模事業者の事業継続力強化の取組を強化する必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化) (再掲2-1)

- ② 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

第5章 本計画の推進方針

第1節 リスクシナリオごとの推進方針

第4章第2節の脆弱性評価結果を踏まえて、「リスクシナリオ」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物の耐震化の促進）

- ① 市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

（医療・社会福祉施設の耐震化）

- ② 建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化、非常用電源の確保等を促進する。

（交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化）

- ③ 港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

（無電柱化等の推進）

- ④ 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める取組を進める。

（土地区画整理事業等の推進）

- ⑤ 住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定される。このため、土地区画整理事業を推進するなど、都市の住宅密集地等における、災害に強いまちづくりを推進する。

（公共施設等の耐震化の推進）

- ⑥ 活動拠点となる公共施設や避難所が被災すると救助活動や避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。また、計画的に老朽化対策に取り組む。

（造成宅地の防災・減災対策の促進）

- ⑦ 盛土の崩壊等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安

全性の把握・対策等を促進する。

（多数の者が利用する建築物の耐震化の促進）

- ⑧ 不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する。

（防災訓練や防災教育等の推進）

- ⑨ 学校や職場、地区コミュニティ協議会や自治会、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。また、推進にあたっては、消防・警察等の関係機関と更に連携を図る。

（避難所における避難生活の環境改善に資する取組推進）

- ⑩ 避難生活の環境改善を図るため、トイレ整備、空調設置や非常用電源の確保、バリアフリー化等の避難所における防災機能の強化を推進する。

（南海トラフ地震防災対策推進計画に基づく対策の促進）

- ⑪ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により策定した、南海トラフ地震防災対策推進計画に基づく地震・津波対策を推進する。併せて、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更等を踏まえた見直し等を推進する。

（自主防災組織や消防団等の充実強化）

- ⑫ 自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る。

（地震等災害被害予測調査の見直し）

- ⑬ 地震による多数の死傷者の発生を防止するためには、想定される巨大地震について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定の見直しを適宜実施し、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する。

（緊急輸送道路上の橋梁の耐震化（大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる対策））

- ⑭ 緊急輸送道路のうち、大規模地震に見舞われる確率の高い地域に位置する橋梁の耐震化を進める。

（都市公園事業の推進）

- ⑮ 市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する。

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

（装備資機材の充実強化及び災害対応訓練の継続実施）

- ① 迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動用など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害対応訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る。

（土地区画整理事業等の推進）（再掲 1－1）

- ② 住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定される。このため、土地区画整理事業を推進するなど、都市の住宅密集地等における、災害に強いまちづくりを推進する。

（自主防災組織や消防団等の充実強化）（再掲 1－1）

- ③ 自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る。

（火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策、電気火災対策の推進）

- ④ 地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため、火災予防運動等や防火指導訪問事業などの機会を通じて防火対策の啓発を図る。

（救助活動能力（体制、装備資機材）の充実向上）

- ⑤ 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入体制の整備等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。

（都市公園事業の推進）（再掲 1－1）

- ⑥ 市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する。

（住宅・建築物の耐震化の促進）（再掲 1－1）

- ⑦ 市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

1－3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

（避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等）

- ① 広域にわたる大規模津波が発生した際に、避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する。

(海岸堤防等の老朽化対策の推進)

- ② 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として、地域の将来像を踏まえつつ計画的にインフラの維持管理・更新、集約・再編を行う。

(海岸施設の機能の検証)

- ③ 建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。このため、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について重点的な海岸堤防の施設の整備を推進しているが、比較的発生頻度の高い(数十年～百数十年の頻度)津波については、今後、施設の機能を検証し、整備の必要性について検討を進める。

(高規格道路等の整備推進)

- ④ 災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築について、促進活動を行う。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道及び川内宮之城道路の整備促進活動を強化する。

(海岸防災林の整備)

- ⑤ 津波の襲来により海岸後背地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る。

(水門、樋門等の操作等)

- ⑥ 津波等が発生した際に水門、樋門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。このため、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要があったことから、河川部の操作施設については令和6年4月1日より水門等管理規程を改正し、海岸部の操作施設については令和5年8月より順次操作業務委託契約を締結し、操作者の安全確保に関する規程を追加した。

近年、高齢化等により地域住民からの操作員の確保が困難な地域も存在し、また、今後の河川整備の進捗に伴う河川管理施設の増加を考慮すると、操作員の確保はさらに困難になることが想定されることから、土地利用状況や地域の実情を勘案した上で適正な水門等の管理を行うこととし、必要に応じて、無動力化(フラップゲート化等)に取り組み、適正な維持管理機能を確保する。

(津波ハザードマップの作成)

- ⑦ 建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、津波浸水想定を設定し、浸水区域と水深を示した浸水想定区域図を策定し公表しているところである。今後、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、津波ハザードマップの作成など、ソフト対策を推進する。

(津波避難計画の周知及び適切な見直し)

- ⑧ 津波避難計画に基づき、津波避難困難地域の抽出や津波避難タワー等の建設によるその解消等、津波避難計画の周知及び見直しを行い、津波からの円滑な避難を実現する取組を推進する。

(装備資機材の充実強化及び災害対応訓練の継続実施) (再掲 1-2)

- ⑨ 迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動用など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害対応訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る。

(南海トラフ地震防災対策推進計画に基づく対策の促進) (再掲 1-1)

- ⑩ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により策定した、南海トラフ地震防災対策推進計画に基づく地震・津波対策を推進する。併せて、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更等を踏まえた見直し等を推進する。

(外国人が迅速・的確に避難行動をとるための取組の促進)

- ⑪ 外国人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、避難情報等の多言語化や外国人への災害や避難に関する知識の普及、外国人の地域コミュニティへの参加の取組を推進する。

(防災訓練や防災教育等の推進) (再掲 1-1)

- ⑫ 学校や職場、地区コミュニティ協議会や自治会、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。また、推進にあたっては、消防・警察等の関係機関と更に連携を図る。

(地区防災計画の作成促進)

- ⑬ 地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等が市と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。

(個別避難計画の作成の加速化及び実効性を高める取組の促進)

- ⑭ 個別避難計画の作成の更なる加速化及び、避難行動要支援者に関する避難訓練の実施等の個別避難計画の実効性を高める取組等の促進を図る。

(防災関係機関等の連携による被災状況の早期把握)

- ⑮ 被災状況の早期把握のため、防災関係機関との連携強化によるドローンなどの新技術や SNS も活用し、災害発生時の迅速な搜索・救助活動、災害関係情報の収集ができる体制を整備する。

(河川堤防等の地震・津波対策の推進)

- ⑩ 大規模地震・津波が想定される地域等の市が管理する河川において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備や高潮対策を推進する。

（海岸保全施設の整備（高潮対策、侵食対策））

- ⑪ 大規模地震・津波が想定される地域等の海岸において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う。気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や高潮対策、侵食対策を進める。

（高潮ハザードマップの作成）

- ⑫ 一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進める。

豪雨や台風時における住民の主体的な避難行動を促進するため、高潮等による浸水被害を想定したハザードマップ及びGISデータの作成を進める。

（津波災害警戒区域の指定）

- ⑬ 津波防災地域づくりを推進するため、津波災害ハザードエリアからの移転を促進するとともに、津波災害警戒区域等の指定及び津波ハザードマップに基づく訓練を進める。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえて地震・津波対策を着実に講じる。

（水防法に基づく水防活動の実施）

- ⑭ 水防法に基づく水防活動を確実に実施するため、河川における危険箇所の巡視、土のう積などの水防工法、避難の呼びかけ等の水防活動を強化する。

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（河川改修等の治水対策の推進）

- ① 現在推進している河道掘削、築堤等の整備について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図るとともに、河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上、水防拠点の整備を進める。

（防災情報の高度化、地域水防力の強化）

- ② 防災情報の高度化、地域水防力の強化、洪水等を想定した避難訓練等のソフト対策を組み合わせて実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する。

（雨量や河川水位などの防災情報の提供）

- ③ 浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。県は河川砂防情報システムにより、雨量や河川水位等の防災情報をインターネット等により広く一般住民に提供し

ており、市としても避難勧告等の判断に活用する必要がある。今後、より一層の周知及び活用に努め、地域防災力の強化を図っていく。

（内水対策にかかる人材育成）

- ④ 広域かつ長期的な市街地等の浸水が想定される。内水対策についてより迅速な対応を行うため、人材育成を推進する必要がある。

（装備資機材の充実強化及び災害対応訓練の継続実施）（再掲 1－2）

- ⑤ 迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動用など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害対応訓練を継続実施し、対応能力の向上を図る。

（ダムの老朽化対策の推進）

- ⑥ 既設ダムについては、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、適切に整備、維持管理、更新を行う。

（河川管理施設の老朽化対策の推進）

- ⑦ 河川管理施設については、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備、維持管理、更新を行う。なお、人為的操作を伴う施設については、省力化・効率化を図るため、修繕や更新にあたり、必要に応じて、無動力化（フラップゲート化等）に取り組み、適正な維持管理機能を確保する。

（雨水ポンプ施設の老朽化対策の推進）

- ⑧ 雨水ポンプ施設については、施設の機能を維持するために、耐水化・防水化を進め、老朽化に伴う施設の更新を計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、適切に整備、維持管理、更新を行う。

（農業用ため池の防災・減災対策の推進）

- ⑨ ため池等の総合的な防災・減災対策を推進するため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修を推進する。

（農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の防災・減災対策の推進）

- ⑩ 農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の整備・改修等を推進する。

（気候変動適応策の推進）

- ⑪ 気候変動及びその影響・予測等の実施や文献レビュー等による情報収集を継続して行う。

（地区防災計画の作成促進）（再掲 1－3）

- ⑫ 地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等が市

と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。

(総合土砂管理に資するストックヤードの確保)

- ⑬ 流域治水の推進に向けて、山地から海岸までの土砂移動に関する課題に対して、河川等に堆積した土砂を侵食が進む箇所に投入するなど、土砂の有効活用による対策を実施するため、国や各自治体が連携して、ストックヤードを確保するなど、総合土砂管理の視点から土砂の円滑な調達体制を構築する。

(気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画に基づく海岸堤防の整備や侵食対策の推進)

- ⑭ 気候変動の影響を考慮した県の海岸保全基本計画に基づき、今後将来にわたっての海岸堤防の整備や侵食対策の推進に努める。

(河川堤防等の強靱化対策の推進)

- ⑮ 河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備や高潮対策を推進する。

(多自然川づくりの推進)

- ⑯ 自然環境が有する多様な機能を防災・減災等に活用するグリーンインフラの考え方を実現するため、河川が本来有している多様性に富んだ自然環境を保全・創出するなど多自然川づくりを推進する。

(防災情報の高度化)

- ⑰ 水害リスク情報の充実、浸水常襲箇所への低コストな浸水センサー設置等によるきめ細かな情報提供、水位予測情報の長時間化や精度向上を推進するなど、防災情報の更なる高度化を図る。

また、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する必要がある。

(洪水ハザードマップの作成)

- ⑱ 多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、県が指定した洪水浸水想定区域に基づき、洪水ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進する。

(内水ハザードマップの作成)

- ⑲ 気候変動の影響により、大雨等が頻発し、内水氾濫による危険性が増大していることから、内水浸水想定区域図を作成し、内水ハザードマップとして内水リスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すためのソフト対策を推進する。

(気候変動の影響を考慮した治水計画の策定)

- ②⑩ 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、河川のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水の取組を強化する。

(流域治水の推進)

- ②⑪ 気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、氾濫をできるだけ防ぐ減らす対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減及び早期復旧復興のための対策を推進する。

(ダムの情報網整備)

- ②⑫ 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、ダムの事前放流の効果をより発揮させるため、利水ダムを含む全てのダムの流入量や放流量、貯水位などの各種データを一元的に管理する情報網を整備する。

(ダムの貯水池機能の回復)

- ②⑬ 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、ダムの貯水池機能が低下した場合、順次集中的・計画的に洪水調節容量内等に堆積した土砂の撤去、ダムへの土砂流入量を低減させるための対策等に取り組む。

(水防法に基づく水防活動の実施) (再掲 1 - 3)

- ②⑭ 水防法に基づく水防活動を確実に実施するため、河川における危険箇所への巡視、土のう積などの水防工法、避難の呼びかけ等の水防活動を強化する。

1 - 5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生

(治山事業の推進)

- ① 集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する。

(土砂災害防止施設整備の推進)

- ② 豪雨のみならず、南海トラフ地震等、将来発生が予想されている大地震を踏まえて、人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える機能的なインフラを守るため、引き続き砂防施設等の整備により土砂・流木対策を推進する。

(土砂災害警戒区域等の指定推進)

- ③ 頻発化する土砂災害に対し、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し、引き続き土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、气象台と共同で発表する土砂災害警戒情報の精度向上等に取り組むことで、住民等の円滑な避難を促進する。

(警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知)

- ④ 土砂災害が発生するおそれのある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る。また、豪雨により土砂災害が生じるおそれがあるため、引き続き、防災行政無線や市ホームページ等による広報に努めていく。

(適切な森林整備の推進)

- ⑤ 適期に施業が行われていない森林や伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。このため、計画的な間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

(防災アドバイザーの活用等による防災啓発の促進)

- ⑥ 防災アドバイザーの活用等による地域住民への防災講座等に引き続き取り組み、地域の防災啓発を促進する。

(防災気象情報の利活用の促進)

- ⑦ 防災気象情報の的確な情報伝達や利活用方法等について引き続き取り組み、防災対応を行う。

(土砂・洪水氾濫対策の推進)

- ⑧ 将来見込まれる気候変動を踏まえて、過去に発生履歴を有する等、土砂・洪水氾濫の蓋然性が高い流域において砂防堰堤等の整備等を行うのみならず、土砂・洪水氾濫が発生した流域と同様の地形的特徴を有する等、対策の優先度が高い流域を調査により抽出・選定した上で、必要な対策を講じる。

(砂防設備等の老朽化対策の推進)

- ⑨ 砂防設備等の機能を確実に発揮させるため、トータルコストの縮減、費用の平準化の観点から、予防保全型の維持管理を進める。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化)

- ① 地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化するとともに、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

(高規格道路等の整備推進) (再掲 1-3)

- ② 災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築について、促進活動を行う。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道及び川内宮之城道路の整備促進活動を強化する。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

- ③ 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

(消防の体制等強化)

- ④ 消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化)

- ⑤ 災害対応において、関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく取組を進める。

(災害派遣医療チーム(DMAT)の受入体制の整備)

- ⑥ 災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるよう、県知事の派遣要請により市外から派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)の受入体制を整備するため、県及び災害拠点病院等と連携して取組を進める。

(自主防災組織や消防団等の充実強化) (再掲 1-1)

- ⑦ 自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る。

(防災関係機関等と連携した防災訓練の実施)

- ⑧ 消防等の防災関係機関との連携とともに、防災対策に資する民間企業も参加した防災訓練を引き続き実施し、災害時における協力体制の更なる強化を図る。

（個別避難計画の作成の加速化及び実効性を高める取組の促進）（再掲 1－3）

- ⑨ 個別避難計画の作成の更なる加速化及び、避難行動要支援者に関する避難訓練の実施等の個別避難計画の実効性を高める取組等の促進を図る。

（住宅・建築物の耐震化の促進）（再掲 1－1）

- ⑩ 市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

2－2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（高規格道路等の整備推進）（再掲 1－3）

- ① 災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築について、促進活動を行う。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道及び川内宮之城道路の整備促進活動を強化する。

（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）（再掲 2－1）

- ② 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

（広域医療搬送拠点の整備）

- ③ 災害発生時に重症患者等を被災地外へ航空機等で搬送する際の臨時的な医療施設を整備する。

（災害拠点病院の施設等の整備）

- ④ 災害時において地域の医療機関を支援する災害拠点病院を 1 ヶ所指定しており、災害時に迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する。

（災害時の医療機関の対応マニュアルの作成）

- ⑤ 災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成を促進する。

（広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用）

- ⑥ 被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、災害発生時に迅速な医療の提供を

促進する。

（災害医療コーディネート体制の整備）

- ⑦ 災害対策本部が設置された場合に、医療チームの配置調整などを行うコーディネート機能が発揮できる体制に整備を進める。

（災害応急医療マニュアルの見直し）

- ⑧ 大規模・突発的な広域災害時の救急医療における対応等を示した「災害応急医療マニュアル」について、随時内容の見直しを行う。

（ドクターヘリの運航体制の充実）

- ⑨ 救急医療体制の充実・強化を図るため、引き続きドクターヘリの安定的な運用を行う必要がある。

（医療救護活動の体制整備）

- ⑩ 本市の二次医療機関において、医療従事者を確保するため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める。

（災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入体制の整備）

- ⑪ 災害発生時に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うことができる県の災害派遣精神医療チーム（DPAT）を受け入れる体制を整備するため、県と連携して取組を進める。

（住宅・建築物の耐震化の促進）（再掲 1－1）

- ⑫ 市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

（災害拠点病院等への緊急輸送道路の確保）

- ⑬ 災害派遣医療チーム（DMAT）等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、環状交差点の活用、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進める。また、患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など取組を進める。

（災害に備えた道路啓開体制の強化）

- ⑭ 道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る。

（河川堤防等の地震・津波対策の推進）（再掲 1－3）

- ⑮ 大規模地震・津波が想定される地域等の市が管理する河川において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備や高潮対策を推進する。

（海岸保全施設の整備（高潮対策、侵食対策））（再掲 1－3）

- ⑯ 大規模地震・津波が想定される地域等の海岸において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う。気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や高潮対策、侵食対策を進める。

（海岸堤防等の老朽化対策の推進）（再掲 1－3）

- ⑰ 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として、地域の将来像を踏まえつつ計画的にインフラの維持管理・更新、集約・再編を行う。

（河川改修等の治水対策の推進）（再掲 1－4）

- ⑱ 現在推進している河道掘削、築堤等の整備について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図るとともに、河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上、水防拠点の整備を進める。

（河川堤防等の強靱化対策の推進）（再掲 1－4）

- ⑲ 河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備や高潮対策を推進する。

（河川管理施設の老朽化対策の推進）（再掲 1－4）

- ⑳ 河川管理施設については、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備、維持管理、更新を行う。なお、人為的操作を伴う施設については、省力化・効率化を図るため、修繕や更新にあたり、必要に応じて、無動力化（フラップゲート化等）に取り組み、適正な維持管理機能を確保する。

（ダムの老朽化対策の推進）（再掲 1－4）

- ㉑ 既設ダムについては、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、適切に整備、維持管理、更新を行う。

2－3 劣悪な避難生活環境等、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

（公共施設等の耐震化の推進）（再掲 1－1）

- ① 活動拠点となる公共施設や避難所が被災すると救助活動や避難等に障害を及ぼすことが

想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。また、計画的に老朽化対策に取り組む。

（電力供給遮断時の電力確保）

- ② 防災拠点においては、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力の確保に努める。
- なお、再生可能エネルギー設備に係るコストを考慮した場合、再生可能エネルギー電源の供給エリアを限定することとなるため、非常用発電機との併用や独立型LED街路灯（スマコミライト）の活用、その他運用方法の工夫等により設備利用の効率化を図る。

（市立学校の避難所の老朽化対策）

- ③ 避難所指定を受けた体育館については、計画的に老朽化対策を実施している。なお、非常用電源などの防災機能の充実を図る。

（災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入体制の整備）（再掲2-2）

- ④ 災害発生時に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うことができる県の災害派遣精神医療チーム（DPAT）を受け入れる体制を整備するため、県と連携して取組を進める。

（医療・社会福祉施設の耐震化）（再掲1-1）

- ⑤ 建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化、非常用発電の確保等を促進する。

（災害時の社会福祉施設の業務継続計画（BCP）の作成）

- ⑥ 災害発生時でも必要なサービスが継続できる体制を構築するため、社会福祉施設における業務継続計画（BCP）の作成を促進する。

（避難所運営マニュアルの策定及びその運営体制の確保）

- ⑦ 地震発生等の災害時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を策定し、その内容を踏まえた運営体制を整備する。

（災害派遣福祉チーム（DCAT）の受入体制の整備）

- ⑧ 現状は、県において人材養成研修や伝達訓練を実施している。今後、災害時に避難所等で福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DCAT）を受け入れる体制を整備するため、県と連携して取組を進める。

（応急給水体制の整備）

- ⑨ 災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制するとともに、応急給水体制を整備する。

(災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受入体制の整備)

- ⑩ 被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため専門的な研修訓練を受けた災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)を受け入れる体制を整備するため、県と連携して取組を進める。

(地区防災計画の作成促進) (再掲 1-3)

- ⑪ 地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等が市と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。

(被災者台帳作成の事前準備の推進)

- ⑫ 大規模災害時は、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、被災者台帳作成に資する被災者支援システムの導入検討などの事前準備を推進する。

(福祉避難所の確保及びその運営体制の支援)

- ⑬ 一般的な避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れる施設となる福祉避難所の確保とその運営体制並びに必要な資機材の整備や施設設備の充実に向けた支援を行う。

(指定避難所及び各家庭等における備蓄の整備促進)

- ⑭ 指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める必要がある。また、災害の発生に備えた自助の取組として、各家庭や集合住宅単位でも、食料や飲料水など必要な物資を備蓄するとともに、ラジオなど防災に関する情報を収集する手段を確保するよう、防災啓発に努める。

(住宅・建築物の耐震化の促進) (再掲 1-1)

- ⑮ 市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

(水防法に基づく水防活動の実施) (再掲 1-3)

- ⑯ 水防法に基づく水防活動を確実に実施するため、河川における危険箇所の巡視、土のう積などの水防工法、避難の呼びかけ等の水防活動を強化する。

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(水道施設等の耐震化等の推進)

- ① 水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設等における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水

道施設等の耐震化等を推進する。

（物資輸送ルートの確保）

- ② 大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施する。

（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）（再掲 2－1）

- ③ 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

（高規格道路等の整備推進）（再掲 1－3）

- ④ 災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築について、促進活動を行う。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道及び川内宮之城道路の整備促進活動を強化する。

（備蓄物資の供給体制等の強化）

- ⑤ 備蓄物資や流通備蓄物資の適正かつ迅速な確保を行うため、搬出・搬入等を行う関係機関との連携や調整などを強化する取組を進める。

（医療用資機材・医薬品の供給体制の整備）

- ⑥ 本市には二次医療機関の済生会川内病院や川内市医師会立市民病院等多くの医療機関があるが、大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、関係団体と災害時応援協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図るとともに、円滑な供給体制の構築に努める。

（医療用資機材・医薬品の備蓄）

- ⑦ 大規模災害発生初動期には、医療救護用の医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、備蓄品目の見直しや更新を行うとともに、適正な保管管理を行う。

（輸血用血液製剤の確保）

- ⑧ 大規模災害時には、輸血用の血液製剤が不足するおそれがあるため、血液製剤が的確に確保されるよう、血液センターと連携して、需要に見合った献血の確保を行うとともに、血液製剤が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる。

（応急給水体制の整備）（再掲 2－3）

- ⑨ 災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制するとともに、応急給水体制を整備する。

（災害拠点病院の施設等の整備）（再掲 2－2）

- ⑩ 災害時において地域の医療機関を支援する災害拠点病院を 1 ヶ所指定しており、災害時に迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する。

（受援計画の策定等及び国の「物資調達・輸送調整等支援システム」の操作方法等の習熟）

- ⑪ 被災による物資供給に対し、国・県や市内事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定、物資拠点の拡充等の推進及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、物的支援の受援体制を強化する。

また、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を関係機関での情報共有や、被災地のニーズ把握や物資拠点の在庫管理等の手段として活用することが物資の円滑な調達につながることから、防災訓練等を活用して同システムの操作方法等の習熟を促す。

（災害に備えた道路啓開体制の強化）（再掲 2－2）

- ⑫ 道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る。

2－5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

（一時滞在施設の確保）

- ① 帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する。

（都市公園事業の推進）（再掲 1－1）

- ② 市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する。

2－6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

（高規格道路等の整備推進）（再掲 1－3）

- ① 災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築について、促進活動を行う。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道及び川内宮之城道路の整備促進活動を強化する。

（孤立集落を未然に防止するための災害に強い道路づくりの推進）

- ② 孤立化のおそれのある集落へのアクセスに配慮するため、崩土や落石等の危険性がある箇所への法面対策や橋梁の耐震対策などを着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化) (再掲 2-1)

- ③ 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

(行政機関の機能低下の防止)

- ④ 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する。

(治山事業の推進) (再掲 1-5)

- ⑤ 集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する。

(防災関係機関等の連携による被災状況の早期把握) (再掲 1-3)

- ⑥ 被災状況の早期把握のため、防災関係機関との連携強化によるドローンなどの新技術や SNS も活用し、災害発生時の迅速な捜索・救助活動、災害関係情報の収集ができる体制を整備する。

(通信手段の早期復旧及び多重化)

- ⑦ 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう消防等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る。

(救命・救助活動や支援物資搬入に係る進入手段・ルートの情報共有及び確保)

- ⑧ 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により多様な提供手段の確保に向けた取組を図る。また、農道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者間で常に共有する。

(災害に備えた道路啓開体制の強化) (再掲 2-2)

- ⑨ 道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る。

(孤立集落対策のための緊急輸送道路等の確保)

- ⑩ 孤立集落対策として、道路の無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。

(河川堤防等の地震・津波対策の推進) (再掲 1-3)

- ⑪ 大規模地震・津波が想定される地域等の市が管理する河川において、堤防の整備等によ

る地震・津波対策を進めるとともに、大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備や高潮対策を推進する。

（海岸保全施設の整備（高潮対策、侵食対策））（再掲 1－3）

- ⑫ 大規模地震・津波が想定される地域等の海岸において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う。気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や高潮対策、侵食対策を進める。

（海岸堤防等の老朽化対策の推進）（再掲 1－3）

- ⑬ 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として、地域の将来像を踏まえつつ計画的にインフラの維持管理・更新、集約・再編を行う。

（河川改修等の治水対策の推進）（再掲 1－4）

- ⑭ 現在推進している河道掘削、築堤等の整備について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図るとともに、河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上、水防拠点の整備を進める。

（河川堤防等の強靱化対策の推進）（再掲 1－4）

- ⑮ 河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備や高潮対策を推進する。

（河川管理施設の老朽化対策の推進）（再掲 1－4）

- ⑯ 河川管理施設については、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備、維持管理、更新を行う。なお、人為的操作を伴う施設については、省力化・効率化を図るため、修繕や更新にあたり、必要に応じて、無動力化（フラップゲート化等）に取り組み、適正な維持管理機能を確保する。

（ダムの老朽化対策の推進）（再掲 1－4）

- ⑰ 既設ダムについては、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、適切に整備、維持管理、更新を行う。

2－7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

（感染症の発生・まん延防止）

- ① 浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。感染症の発生予防・まん延防止のため、消毒指示等を行う保健所との連携に努める。コロナ禍において、医療機関等で使用するマスク等が不足したことから、医療機関用等のマスク、ガ

ウン等を備蓄する。

（下水道業務継続計画（ＢＣＰ）の策定及び充実）

- ② 下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、下水道業務継続計画（ＢＣＰ）を見直し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

（予防接種の推進及びワクチンや予防接種資材の在庫状況の把握）

- ③ 災害時には、避難所等において感染症が拡大するおそれがある。感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する。また、大規模な自然災害の発生に伴い、ワクチンや注射針など予防接種に必要な資材供給不足が起きないように、ワクチンや予防接種資材の市内の在庫状況の把握に努める。

（下水道施設の耐震化等の推進）

- ④ 液状化によるマンホールの浮上や管路の破損で下水が流れず、また、下水処理場での埋設管や機器が破損するなど、下水が処理出来ない状況が想定される。防災拠点や避難所、又は地域防災対策上必要と定めた施設等から排水を受ける管路や、緊急輸送路に埋設されている管路など、重要な幹線に設置されている管路の耐震化を推進する。

（住宅・建築物の耐震化の促進）（再掲 1－1）

- ⑤ 市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(公共施設等の耐震化の推進) (再掲 1-1)

- ① 活動拠点となる公共施設や避難所が被災すると救助活動や避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。また、計画的に老朽化対策に取り組む。

(電力供給遮断時の電力確保) (再掲 2-3)

- ② 防災拠点においては、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力の確保に努める。
なお、再生可能エネルギー設備に係るコストを考慮した場合、再生可能エネルギー電源の供給エリアは限定されるため、非常用発電機との併用や独立型LED街路灯(スマコミライト)の活用、その他運用方法の工夫等により設備利用の効率化を図る。

(情報通信インフラの確保)

- ③ 災害等による情報通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や出先機関を中心に、情報通信機能の冗長化等の環境整備を推進する。

(自治体業務継続計画(BCP)の策定等)

- ④ 本市における業務継続計画(BCP)の策定、見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する取組を進める。

(受援計画の策定及び防災訓練の実施等による人的支援に係る受援体制の実効性確保)

- ⑤ 被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、人的支援に係る受援体制の実効性を確保する必要がある。

(自主防災組織や消防団等の充実強化) (再掲 1-1)

- ⑥ 自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る。

(被災者台帳作成の事前準備の推進) (再掲 2-3)

- ⑦ 大規模災害時は、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、被災者台帳作成に資する被災者支援システムの導入検討などの事前準備を推進する。

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下、企業活動等の停滞

(道路網の確保)

- ① 道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進する。

(食料等の物資供給の確保)

- ② 大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化) (再掲 2-1)

- ③ 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

(高規格道路等の整備推進) (再掲 1-3)

- ④ 災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築について、促進活動を行う。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道及び川内宮之城道路の整備促進活動を強化する。

(企業における業務継続計画(BCP)策定等の支援)

- ⑤ 企業が災害時に重要業務を継続するための業務継続計画(BCP)の策定や、不測の事態においても事業を継続するための業務継続マネジメント(BCM)の構築についての支援情報の周知・広報に努める。

(港湾業務継続計画(BCP)の推進)

- ⑥ 大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。

このため、港湾業務継続計画(BCP)を策定し、これらの事態への対応を強化するとともに、策定された業務継続計画(BCP)に基づき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する。

4-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等)

- ① 大規模自然災害の発生に伴う放射線物質又は放射線等の有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する

など、国・県と連携して対応する。

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・地域経済活動への甚大な被害

（道路網の確保）（再掲4-1）

- ① 道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進する。

（水産物の安定供給）

- ② 大規模自然災害により、漁港施設が被災した場合、漁業活動に支障が生じ、食料の安定供給に多大な影響を及ぼすことが想定される。このため、大規模災害後でも早期に漁業活動が再開でき、市場への水産物の流通を支援できるよう、流通や生産拠点となる漁港の主要な陸揚げ施設等の耐震性能を確保する必要がある。現状の施設機能診断を行い、長寿命化を図りつつ、対策を推進するための取組を充実する。

（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）（再掲2-1）

- ③ 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

（高規格道路等の整備推進）（再掲1-3）

- ④ 災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築について、促進活動を行う。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道及び川内宮之城道路の整備促進活動を強化する。

（受援計画の策定等及び国の「物資調達・輸送調整等支援システム」の操作方法等の習熟）
（再掲2-4）

- ⑤ 被災による物資供給に対し、国・県や市内事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定、物資拠点の拡充等の推進及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、物的支援の受援体制を強化する。

また、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を関係機関での情報共有や、被災地のニーズ把握や物資拠点の在庫管理等の手段として活用することが物資の円滑な調達につながることから、防災訓練等を活用して同システムの操作方法等の習熟を促す。

（備蓄物資の供給体制等の強化）（再掲2-4）

- ⑥ 備蓄物資や流通備蓄物資の適正かつ迅速な確保を行うため、搬出・搬入等を行う関係機関との連携や調整などを強化する取組を進める。

（漁港業務継続計画（BCP）の実効性向上）

- ⑦ 大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保

するための対策を行う必要がある。行政、漁業関係者、民間企業など一体となって、災害時に長期間にわたって水産物の流通がとどまることがないように、水産物流通の拠点となる漁港で策定した漁港業務継続計画（BCP）の実効性を高めていく。

（農道・農道橋の防災・減災対策の推進）

- ⑧ 農道・農道橋の被害に伴う食料等の安定供給の停滞等を防止するため、総合的な防災・減災対策を推進する。

（農業用ため池の防災・減災対策の推進）（再掲 1—4）

- ⑨ ため池等の総合的な防災・減災対策を推進するため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修を推進する。

（農業農村整備に係る防災・減災対策の促進）

- ⑩ 農業水利施設のGISデータ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。

（港湾業務継続計画（BCP）の推進）（再掲 4—1）

- ⑪ 大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。

このため、港湾業務継続計画（BCP）を策定し、これらの事態への対応を強化するとともに、策定された業務継続計画（BCP）に基づき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する。

4—4 災害等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

（応急給水体制の整備）（再掲 2—3）

- ① 災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制するとともに、応急給水体制を整備する。

（水道施設等の耐震化等の推進）（再掲 2—4）

- ② 水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設等における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設等の耐震化等を推進する。

（農業水利施設等の適切な維持管理）

- ③ かんがい用水のための川内右岸地区第2揚水機場を整備しているが、造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、関連施設の適切な維持管理に努め、川内右岸地区の農業用水の安定的な供給を行う。

4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下

(適切な森林整備の推進) (再掲 1-5)

- ① 適期に施業が行われていない森林や伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。このため、計画的な間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

(治山事業の推進) (再掲 1-5)

- ② 集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する。

(鳥獣被害防止対策の推進)

- ③ 野生鳥獣による農作物被害により、営農意欲の減退を招き、荒廃農地発生の要因となる。このため、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、総合的かつ一体的に推進する。

(鳥獣害対策の強化)

- ④ 鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する。

(林業就業者の確保)

- ⑤ 森林の適切な管理や木材利用の推進に向け、林業の担い手の確保等を図る。

(自然公園等施設の老朽化対策等)

- ⑥ 自然公園において、災害時の利用者の避難経路の確保等が課題となっている。このため、公園区域内の老朽化した道路の補修等を推進する。

(海岸防災林の整備) (再掲 1-3)

- ⑦ 津波の襲来により海岸後背地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る。

(木材の供給・利用の促進)

- ⑧ 豪雨等の発生と森林の管理不足等の連鎖によって生じる山地災害の発生や森林の被害を防止するには、引き続き、CLT等の建築用木材の供給・利用の促進を強化し、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進する。

(災害時における海岸漂着物等の回収・処理の推進)

- ⑨ 災害時に海岸に大量の漂流・漂着物が発生した状況下では、農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下が起り得ることから、回収・処理等を実施する。また、台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港施設や交通インフラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸の漂流・漂着物等の撤去を大幅に進捗させる。

(農村集落機能の維持)

- ⑩ 農村において集落機能を維持するためには、農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備や維持管理を推進する。

５ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

５－１ テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

（情報通信機能の耐災害性の強化）

- ① 震度６弱以上の地震が想定される多くの地域や津波浸水地域については、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る。

（携帯の不感地域の解消）

- ② 市としては、職員や住民からの通報等により覚知した状況を、通信事業者に不感地域の解消に係る要望を行うとともに、基地局整備等を行う。

（情報伝達手段の多重化、確実化）

- ③ Jアラートの自動起動装置の活用や防災行政無線の適切な維持・更新及びデジタル化の推進、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、インターネットの活用、FMさつませんだいの協定等により、情報伝達手段の多重化を図る。また、他の情報システムとの連携や衛星通信など最新のデジタル技術の活用を進め、より迅速かつ的確な災害情報の把握が可能となるシステムへの機能向上を図る。さらに、旅行者や高齢者・障害者、外国人等にも配慮した提供手段を確保し、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める。

５－２ 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

（防災拠点等への再エネ設備等の導入支援）

- ① 災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る。

５－３ 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

（燃料供給施設等の周辺対策）

- ① 大規模自然災害が発生した場合、火災、煙、有害物質等の流出により、燃料供給施設等の周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。

（燃料供給施設等のエリア内企業の連携）

- ② 燃料供給施設等のエリア内企業の連携の促進・持続的な推進など事業者における取組を

強化する。

(燃料供給施設等防災計画の見直し)

- ③ 令和6年4月に市防災計画を見直した。今後、防災に関する諸情勢の変化、科学的調査研究の成果等により、適宜見直しを図る。

(燃料供給施設等の災害に備えた総合防災訓練の実施)

- ④ 関係機関による総合防災訓練を年1回実施し、防災計画に習熟するとともに関係機関等相互の協力体制を緊密にし、災害防止と防災活動の円滑な実施を図る。

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の耐震化等の推進) (再掲2-4)

- ① 水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設等における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設等の耐震化等を推進する。

(農業集落排水施設の老朽化対策の推進)

- ② 農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める。

(下水道施設の老朽化対策等の推進)

- ③ 下水道の整備の進展に伴い、管路施設や処理場の老朽化が進行している。日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、ストックマネジメント計画に基づき老朽化対策を推進する。

(合併浄化槽への転換の促進)

- ④ 浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。

(漁業集落排水施設の老朽化対策の推進)

- ⑤ 漁村地域における生活排水処理は辺地等に位置し、沿岸に面した小規模施設が多く、自然災害等による長期間の機能停止が予想される。このため、漁業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する。

(下水道業務継続計画(BCP)の策定及び充実)

- ⑥ 下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、下水道業務継続計画(BCP)を見直し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

(下水道施設の耐震化等の推進) (再掲 2-7)

- ⑦ 液状化によるマンホールの浮上や管路の破損で下水が流れず、また、下水処理場での埋設管や機器が破損するなど、下水が処理出来ない状況が想定される。防災拠点や避難所、又は地域防災対策上必要と定めた施設等から排水を受ける管路や、緊急輸送路に埋設されている管路など、重要な幹線に設置されている管路の耐震化を推進する。

5-5 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸上海上の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流機能等への甚大な影響

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化) (再掲 2-1)

- ① 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

(道路の防災対策の推進)

- ② 道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する。

(高規格道路等の整備推進) (再掲 1-3)

- ③ 災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築について、促進活動を行う。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道及び川内宮之城道路の整備促進活動を強化する。

(港湾業務継続計画(BCP)の推進) (再掲 4-1)

- ④ 大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。

このため、港湾業務継続計画(BCP)を策定し、これらの事態への対応を強化するとともに、策定された業務継続計画(BCP)に基づき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する。

(「道の駅」の防災機能強化の推進)

- ⑤ 災害発生時に地域の防災拠点としての機能を発揮するため、非常用電源設備や備蓄倉庫等の防災設備の整備を図り、救命・救急活動、物資集配、住民避難、食料供給などの拠点としての機能強化を図る。

(災害に備えた道路啓開体制の強化) (再掲 2-2)

- ⑥ 道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保する

ことで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る。

（交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化）（再掲 1－1）

- ⑦ 港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

（半島地域の災害対策の推進）

- ⑧ 令和 6 年能登半島地震や、令和 6 年 9 月の豪雨災害で明らかとなった課題に対応し、半島地域の災害対策を充実させることが求められる。国土強靱化基本計画と連携し、道路、港湾、上下水道、通信基盤等の防災対策を強化するため、半島地域のインフラが優先的に整備されるよう、鹿児島県開発促進協議会等を通じて半島振興道路整備事業債の拡充などを要望する。

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

（被災者台帳作成の事前準備の推進）（再掲 2-3）

- ① 大規模災害時は、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、被災者台帳作成に資する被災者支援システムの導入検討などの事前準備を推進する。

（里山林等の保全管理）

- ② 大規模災害が発生した場合、里山林や幹線道路沿線等の公益上重要な森林が荒廃することが想定される。防災の観点から森林環境の保全を図る。

（流域治水の推進）（再掲 1-4）

- ③ 気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、氾濫をできるだけ防ぐ減らす対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減及び早期復旧復興のための対策を推進する。

6-2 災害対応・復興を支える人材等の不足により復興できなくなる事態

（災害教訓の伝承による防災啓発の取組促進）

- ① 過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝承するため、大規模災害に関する記録を整理・保存するとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えて、防災啓発を図る。

（ボランティア活動の支援体制の強化）

- ② 避難生活支援として、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成する研修の実施や当該人材と地域・避難所との調整を図る仕組みの構築を検討する。また、社会福祉協議会が所管する災害ボランティアセンターの運営を支援し復興を支える人材確保についても支援する。

（災害時初動対応力の強化）

- ③ 大規模災害発生時における対応能力に課題もあることから、災害初動対応業務に係る研修や訓練の実施等を通じて、災害対応能力の強化を図る。

（建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業等における防災・減災の担い手確保・育成）

- ④ 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部における業務継続計画（BCP）策定災害協定の締結等の取組が進められているが、復興を支える人材等の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進行等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。併せて、建設分野に携わる職員の確保を図る。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(循環型社会形成推進交付金等を活用した廃棄物処理施設等の整備の促進)

- ① 大規模自然災害が発生した場合、廃棄物処理施設やし尿処理施設が被災し、生活ごみやし尿の処理に支障を来すことが想定される。このため、市における廃棄物処理施設等の耐震対策等を推進する。

(災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結)

- ② 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、市の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、さらなる協力体制の実効性向上を図る。

(災害廃棄物処理計画の実効性の確保・向上)

- ③ 大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、大量の災害廃棄物が発生し、本市における通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、早急な復旧復興のためには、災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めることに加え、市災害廃棄物処理計画の確認・見直しや、人材育成を行うなど、計画の実効性向上の確保・向上に資する、平時からの取組を推進する。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(応急仮設住宅建設候補地リスト作成)

- ① 応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う。

(災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定)

- ② 災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

(災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定)

- ③ 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定)

- ④ 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

(浸水対策)

- ⑤ 大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の

発生が想定される。このため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進する。

（地籍調査）

- ⑥ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等の更なる推進を図る。

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

（文化財の保護管理）

- ① 貴重な文化財の喪失等を防ぐため、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を今後も促進する。

（自然環境の魅力向上）

- ② 希少な生態系や生物多様性等は、外来種の移入や人為的な影響により、損失するおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、希少種保護対策や外来種対策、利用の適正化、普及啓発などの希少な生態系の維持に取り組む。自然公園利用者に係る災害被害の防止・軽減のためには、老朽化施設の補修等だけでなく、利用ルールの遵守など利用者や地域住民の理解・協力も欠かせない。このため、自然環境の魅力を高めていくための取組を推進する。

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

（商工会議所等と市の連携による小規模事業者に対する事業継続力強化の取組）

- ① 川内商工会議所、薩摩川内市商工会及び市が連携し、自然災害等に備える小規模事業者の事業継続力強化の取組を強化する。

（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）（再掲2-1）

- ② 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

第2節 指標

推進方針で示した本市の取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。

番号	リスクシナリオ	指標	現状値	現状値の年度	目標値	目標値の年度
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	自主防災組織の活動実績率（訓練等実施数／自主防災組織数）	60.9%	R4 年度	100.0%	R11 年度
		自主防災組織カバー率（組織自治会世帯数／全世帯数）	96.2%	R4 年度	100.0%	R11 年度
		住宅の耐震化率	85%	R5 年度	98%	R11 年度
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	火災死者、負傷者の人数（年間）	4 人	R5 年	0 人	R11 年
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	自主防災組織の活動実績率（訓練等実施数／自主防災組織数）（再掲 1-1）	60.9%	R4 年度	100.0%	R11 年度
		自主防災組織カバー率（組織自治会世帯数／全世帯数）（再掲 1-1）	96.2%	R4 年度	100.0%	R11 年度
		普通救命講習受講者の人数（年間）	1,938 人	R5 年	2,500 人以上	R11 年
		防災研修センターでの自主防災組織の訓練回数（年間）	24 回	R5 年度	40 回以上	R11 年度
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	人口1人当たりの自然災害による死者・行方不明者率（自然災害による死者・行方不明者数/人口）	0%	R4 年度	0%	R11 年度
		自主防災組織カバー率（組織自治会世帯数／全世帯数）（再掲 1-1）	96.2%	R4 年度	100.0%	R11 年度
		火災死者、負傷者の人数（年間）（再掲 1-2）	4 人	R5 年	0 人	R11 年
		防災重点農業用ため池整備率	22%	R5 年度	77%	R10 年度
		市道の道路改良率	57.7%	R4 年度	58.2%	R11 年度
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）による多数の死傷者の発生	自主防災組織の活動実績率（訓練等実施数／自主防災組織数）（再掲 1-1）	60.9%	R4 年度	100.0%	R11 年度
		自主防災組織カバー率（組織自治会世帯数／全世帯数）（再掲 1-1）	96.2%	R4 年度	100.0%	R11 年度
		再造林率	43%	R4 年度	70%	R10 年度

番号	リスクシナリオ	指標	現状値	現状値の年度	目標値	目標値の年度
2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	自主防災組織の活動実績率（訓練等実施数／自主防災組織数）（再掲 1-1）	60.9%	R4 年度	100.0%	R11 年度
		自主防災組織カバー率（組織自治会世帯数／全世帯数）（再掲 1-1）	96.2%	R4 年度	100.0%	R11 年度
		火災死者、負傷者の人数（年間）（再掲 1-2）	4 人	R5 年	0 人	R11 年
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	市道の道路改良率（再掲 1-4）	57.7%	R4 年度	58.2%	R11 年度
		舗装道路割合（舗装道路実延長／道路実延長）	92.7%	R4 年度	92.9%	R11 年度
		休日・夜間等の医療体制に満足している市民の割合	69.4%	R6 年度	78.0%	R11 年度
2-3	劣悪な避難生活環境等、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	人口1人当たりの自然災害による死者・行方不明者率（自然災害による死者・行方不明者数/人口）（再掲 1-4）	0%	R4 年度	0%	R11 年度
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	人口1人当たりの自然災害による死者・行方不明者率（自然災害による死者・行方不明者数/人口）（再掲 1-4）	0%	R4 年度	0%	R11 年度
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	人口1人当たりの自然災害による死者・行方不明者率（自然災害による死者・行方不明者数/人口）（再掲 1-4）	0%	R4 年度	0%	R11 年度
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	人口1人当たりの自然災害による死者・行方不明者率（自然災害による死者・行方不明者数/人口）（再掲 1-4）	0%	R4 年度	0%	R11 年度
		市道の道路改良率（再掲 1-4）	57.7%	R4 年度	58.2%	R11 年度
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生	インフルエンザワクチン接種率（65 歳以上）	60.5%	R5 年度	65.0%	R11 年度
		汚水処理人口普及率	79.8%	R5 年度	92.0%	R11 年度

番号	リスクシナリオ	指標	現状値	現状値の年度	目標値	目標値の年度
3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	人口1人当たりの自然災害による死者・行方不明者率（自然災害による死者・行方不明者数/人口）（再掲1-4）	0%	R4 年度	0%	R11 年度
		自主防災組織カバー率（組織自治会世帯数/全世帯数）（再掲1-1）	96.2%	R4 年度	100.0%	R11 年度

番号	リスクシナリオ	指標	現状値	現状値の年度	目標値	目標値の年度
4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下、企業活動等の停滞	市道の道路改良率（再掲1-4）	57.7%	R4 年度	58.2%	R11 年度
		舗装道路割合（舗装道路実延長/道路実延長）（再掲2-2）	92.7%	R4 年度	92.9%	R11 年度
4-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	火災死者、負傷者の人数（年間）（再掲1-2）	4 人	R5 年	0 人	R11 年
4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・地域経済活動への甚大な被害	担い手への農地集積率	28.9%	R5 年度	50.0%	R10 年度
		沿海漁協の正組合員数	260 人	R5 年度	280 人	R10 年度
		漁獲量（沿海）	759 トン	R5 年度	1,100 トン	R10 年度
		漁獲量（川内川）	5,144 kg	R5 年度	6,800 kg	R10 年度
		舗装道路割合（舗装道路実延長/道路実延長）（再掲2-2）	92.7%	R4 年度	92.9%	R11 年度
4-4	災害等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響	基幹管路の耐震適合率	35.5%	R5 年度	43.5%	R11 年度
4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下	鳥獣被害による農作物被害額	1,346 万 4 千 円	R5 年度	1,000 万円	R10 年度
		耕作放棄地率	8.2%	R5 年度	7.3%	R10 年度
		再造林率（再掲1-5）	43%	R4 年度	70%	R10 年度

番号	リスクシナリオ	指標	現状値	現状値 の年度	目標値	目標 値の 年度
4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下	林業就業者数	66 人	R4 年度	80 人	R10 年 度
		木材生産量	10 万 m ³	R4 年度	12 万 m ³	R10 年 度

番号	リスクシナリオ	指標	現状値	現状値 の年度	目標値	目標 値の 年度
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	地域の課題を解決するデジタル実装事業数	8 件	R5 年度	30 件	R11 年 度
5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	人口1人当たりの自然災害による死者・行方不明者率（自然災害による死者・行方不明者数/人口）（再掲1-4）	0%	R4 年度	0%	R11 年 度
5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	人口1人当たりの自然災害による死者・行方不明者率（自然災害による死者・行方不明者数/人口）（再掲1-4）	0%	R4 年度	0%	R11 年 度
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	基幹管路の耐震適合率（再掲4-4）	35.5%	R5 年度	43.5%	R11 年 度
5-5	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸上海上の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流機能等への甚大な影響	人口1人当たりの自然災害による死者・行方不明者率（自然災害による死者・行方不明者数/人口）（再掲1-4）	0%	R4 年度	0%	R11 年 度

番号	リスクシナリオ	指標	現状値	現状値の年度	目標値	目標値の年度
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	避難行動要支援者の個別避難計画整備率	61.94%	R4 年度	80%	R11 年度
6-2	災害対応・復興を支える人材等の不足により復興できなくなる事態	自主防災組織の活動実績率（訓練等実施数／自主防災組織数）（再掲 1-1）	60.9%	R4 年度	100.0%	R11 年度
		自主防災組織カバー率（組織自治会世帯数／全世帯数）（再掲 1-1）	96.2%	R4 年度	100.0%	R11 年度
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	リサイクル率	8.8%	R4 年度	15.6%	R8 年度
		一人一日当たりのごみの排出量	824 g	R4 年度	775 g	R8 年度
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	人口1人当たりの自然災害による死者・行方不明者率（自然災害による死者・行方不明者数/人口）（再掲 1-4）	0%	R4 年度	0%	R11 年度
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	自主防災組織カバー率（組織自治会世帯数／全世帯数）（再掲 1-1）	96.2%	R4 年度	100.0%	R11 年度
		指定文化財の新規指定等の件数	196 件	R5 年度	200 件	R11 年度
		指定文化財の昇格指定等の件数	1 件	R5 年度	3 件	R11 年度
6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	年間雇用保険被保険者数	26,435 人	R5 年度	26,500 人	R11 年度

第6章 推進方針に基づく事業

リスクシナリオごとの推進事業

第5章第1節の推進方針を踏まえて、「リスクシナリオ」を回避するために取り組む事業について、次のとおり整理した。

なお、当該事業一覧については、毎年度、掲載内容を見直すこととする。

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	住宅・建築物安全ストック形成事業 木造住宅耐震診断補助事業	6-1-7
		危険ブロック塀等解体撤去促進事業	6-1-7
		建築物耐震改修促進事業	6-1-7
		住宅・建築物安全ストック形成事業 木造住宅耐震改修工事補助事業	6-1-7
		一般国道3号上川内地区景観整備事業	6-1-2
		川内川市街部改修事業	6-1-1
		温泉場土地地区画整理事業	6-1-4
		天辰第一地区土地地区画整理事業	6-1-4
		天辰第二地区土地地区画整理事業	6-1-4
		住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業	6-1-7
		川内駅関連施設改修事業	6-1-2
		公営住宅ストック総合改善事業	6-1-7
		公営住宅等整備事業	6-1-7
		都市計画推進事業（大規模盛土造成地調査）	6-1-4

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	学校安全事業	4-1-1
		観光客安全促進事業	5-2-6
		児童福祉避難施設における避難確保計画促進事業	3-2-5
		保育所等整備事業	3-2-5
		次世代育成支援対策施設整備事業	3-2-5
		自治会育成事業	1-1-1
		地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	3-2-3
		防火指導訪問事業	2-2-3
		消防施設整備事業	2-2-3
		消防資機材整備事業	2-2-3
		消防団施設整備事業	2-2-4
		消防団資機材整備事業	2-2-4
		防火水槽整備事業	2-2-3
		都市公園事業	6-1-5
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	川内川市街部改修事業（再掲 1-1）	6-1-1

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	横馬場田崎線整備事業	6-1-2
		温泉場土地地区画整理事業(再掲 1-1)	6-1-4
		天辰第一地区土地地区画整理事業（再掲 1-1）	6-1-4
		天辰第二地区土地地区画整理事業（再掲 1-1）	6-1-4
		消防団施設整備事業（再掲 1-1）	2-2-4
		消防団資機材整備事業（再掲 1-1）	2-2-4
		防火指導訪問事業（再掲 1-1）	2-2-3
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	防災マップ整備事業	2-2-1
		防災意識啓発用リーフレット作成事業	2-2-1
		学校施設長寿命化推進事業	4-1-2
		甌ミュージアム整備事業	5-3-1
		気象観測装置整備事業	2-2-1
		コミュニティセンター維持管理事業	1-1-1
		自治会育成事業（再掲 1-1）	1-1-1
		児童福祉避難施設における避難確保計画促進事業（再掲 1-1）	3-2-5
		保育所等整備事業（再掲 1-1）	3-2-5
		次世代育成支援対策施設整備事業（再掲 1-1）	3-2-5
		避難行動要支援者避難支援事業	3-2-1

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	川内川市街部改修事業（再掲 1-1）	6-1-1
		川内川東郷地区引堤促進事業	6-1-1
		川内川高潮対策促進事業	6-1-1
		特定都市河川浸水被害対策推進事業	6-1-2
		都市計画推進事業（立地適正化計画・防災指針策定）	6-1-3
		ポンプ場耐震化事業	6-2-2
		下水道ストックマネジメント事業	6-2-2
		天辰第一地区土地区画整理事業（再掲 1-1）	6-1-4
		天辰第二地区土地区画整理事業（再掲 1-1）	6-1-4
		河川映像配信システム機器更新事業	6-1-2
		水門等維持管理事業	6-1-2
		河川施設維持補修事業	6-1-2
		清浦ダム管理事業	5-1-5
		湛水防除施設維持補修事業	5-1-5
		海岸保全施設長寿命化計画策定事業	5-1-4
		水産物供給基盤機能保全事業	5-1-4

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	道路維持補修事業	6-1-2
		ため池ハザードマップ作成事業	5-1-5
		防災マップ整備事業（再掲 1-3）	2-2-1
		防災意識啓発用リーフレット作成事業（再掲 1-3）	2-2-1
		内水対策事業	6-1-2
		川内川流域治水対策事業	6-1-1
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生	治山事業	5-1-5
		道路災害防除事業	6-1-2
		急傾斜地崩壊対策事業	6-1-2
		県単砂防事業	6-1-2
		危険廃屋等解体撤去促進事業	6-1-7
		住宅・建築物安全ストック形成事業 がけ地近接等危険住宅移転事業	6-1-7
		防災行政無線通信施設等整備事業	2-2-1
2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	川内宮之城道路建設促進事業	6-1-1
		南九州西回り自動車道建設促進事業	6-1-1
		川内港唐浜地区国際物流ターミナル（耐震強化岸壁）整備事業	6-1-1

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
2-1	消防等の被災等による 救助・救急活動等の絶対的不足	消防施設整備事業(再掲 1-1)	2-2-3
		消防資機材整備事業（再掲 1-1）	2-2-3
		消防団施設整備事業（再掲 1-1）	2-2-4
		消防団資機材整備事業（再掲 1-1）	2-2-4
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、 支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	川内宮之城道路建設促進事業（再掲 2-1）	6-1-1
		電源立地校区振興事業 【市道岩下・焼山線】	6-1-2
		電源立地校区振興事業 【市道楠元・中村線】	6-1-2
		電源立地校区振興事業 【市道隈之城・高城線】	6-1-2
		電源立地校区振興事業 【市道宮崎・勝目線】	6-1-2
		電源立地校区振興事業 【市道今寺・向鶴線】	6-1-2
		南九州西回り自動車道建設促進事業（再掲 2-1）	6-1-1
		川内港唐浜地区国際物流ターミナル（耐震強化岸壁）整備事業（再掲 2-1）	6-1-1
		川内川高潮対策促進事業（再掲 1-4）	6-1-1
		ヘリポート整備事業	2-2-1
		甌島地域診療所運営事業	3-1-2
		マルチ医療DX事業	3-1-2

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
2-3	劣悪な避難生活環境等、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業（再掲 1-1）	6-1-7
		建築物耐震改修促進事業（再掲 1-1）	6-1-7
		公営住宅ストック総合改善事業（再掲 1-1）	6-1-7
		公営住宅等整備事業（再掲 1-1）	6-1-7
		避難施設整備事業	2-2-1
		総合運動公園防災機能強化事業	5-2-4
		川内駅コンベンションセンター次世代エネルギーシステム導入事業	5-2-4
		緊急通報体制等整備事業	3-2-3
		高齢者施設避難対策事業	3-2-3
		地域介護・福祉空間整備等施設整備事業（再掲 1-1）	3-2-3
		保育所等整備事業（再掲 1-1）	3-2-5
		次世代育成支援対策施設整備事業（再掲 1-1）	3-2-5

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
2-4	被災地での食料・飲料 水・電力・燃料等、生 命に関わる物資・エネ ルギー供給の停止	重要給水施設配水管整備事業	6-2-1
		水道施設機能維持整備事業	6-2-1
		下甕島簡易水道整備事業（基幹改良）	6-2-1
		避難道路整備事業（上甕町桑之浦地区）	2-2-1
		備蓄物資整備事業	2-2-1
2-5	想定を超える大量の帰 宅困難者の発生による 混乱	備蓄物資整備事業（再掲 2-4）	2-2-1
2-6	多数かつ長期にわたる 孤立地域等の同時発 生	甕島縦貫道整備促進事業	6-1-1
		電源立地校区振興事業	6-1-2
		避難道路整備事業（上甕町桑之浦地区） （再掲 2-4）	2-2-1
		林道建設事業	5-1-3
2-7	大規模な自然災害と感 染症との同時発生	感染症等予防事業	3-1-1
		下水道業務継続計画作成事業	6-2-2
3-1	市職員・施設等の被災 による行政機能の大幅 な低下	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 （再掲 1-1）	6-1-7
		公営住宅ストック総合改善事業（再掲 1-1）	6-1-7
		公営住宅等整備事業（再掲 1-1）	6-1-7
		本庁舎受変電設備大規模改修事業	1-3-3

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	総合運動公園防災機能強化事業（再掲 2-3）	5-2-4
		川内駅コンベンションセンター次世代エネルギーシステム導入事業（再掲 2-3）	5-2-4
		市業務継続計画作成事業	1-3-1
4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下、企業活動等の停滞	橋梁維持補修事業	6-1-2
		道路維持補修事業（再掲 1-4）	6-1-2
		川内港唐浜地区国際物流ターミナル（耐震強化岸壁）整備事業（再掲 2-1）	6-1-1
		川内川高潮対策促進事業（再掲 1-4）	6-1-1
		川内宮之城道路建設促進事業（再掲 2-1）	6-1-1
		南九州西回り自動車道建設促進事業（再掲 2-1）	6-1-1
4-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	原子力防災訓練事業	2-2-1
		広報調査事業	1-2-4
		消防法に基づく危険物規制事業	2-2-3
		常備消防一般管理事業	2-2-3
		川内川水系水質汚濁対策連携事業	2-1-4
4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・地域経済活動への甚大な被害	橋梁維持補修事業（再掲 4-1）	6-1-2
		道路維持補修事業（再掲 1-4）	6-1-2

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・地域経済活動への甚大な被害	避難道路整備事業（上甕町桑之浦地区） （再掲 2-4）	2-2-1
		海岸保全施設長寿命化計画策定事業（再掲 1-4）	5-1-4
		水産物供給基盤機能保全事業（再掲 1-4）	5-1-4
		川内港唐浜地区国際物流ターミナル（耐震強化岸壁）整備事業（再掲 2-1）	6-1-1
		川内川高潮対策促進事業（再掲 1-4）	6-1-1
		川内宮之城道路建設促進事業（再掲 2-1）	6-1-1
		南九州西回り自動車道建設促進事業（再掲 2-1）	6-1-1
		活動火山周辺地域防災営農対策事業	5-1-2
		備蓄物資整備事業（再掲 2-4）	2-2-1
4-4	災害等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響	危機管理マニュアル（応急給水体制）作成事業	6-2-1
		水土利用事業	5-1-5
4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下	市単土地改良事業	5-1-5
		林業施設維持管理事業	5-1-3
		林道建設事業（再掲 2-6）	5-1-3
		急傾斜地崩壊対策事業（再掲 1-5）	6-1-2
		県単砂防事業（再掲 1-5）	6-1-2

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下	治山事業（再掲 1-5）	5-1-5
		中山間地域等直接支払交付金事業	5-1-1
		鳥獣被害対策実践事業	5-1-1
		有害鳥獣駆除対策事業	5-1-1
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	水門等維持管理事業（再掲 1-4）	6-1-2
		消防指令センター機器更新事業	2-2-3
		防災行政無線通信施設等整備事業（再掲 1-5）	2-2-1
		防災用移動局無線機整備事業	2-2-1
		緊急通報体制等整備事業（再掲 2-3）	3-2-3
		光ファイバー管理事業	1-4-2
		公共災害集計及び地区災害集計に係る災害調査体制整備事業	1-4-2
		広報管理事業	1-2-4
		高齢者施設避難対策事業（再掲 2-3）	3-2-3
5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	川内駅コンベンションセンター次世代エネルギーシステム導入事業（再掲 2-3）	5-2-4

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
5-3	都市ガス供給・石油・ L P ガス等の燃料供給 施設等の長期間にわた る機能の停止	消防施設整備事業（再掲 1-1）	2-2-3
		消防資機材整備事業（再掲 1-1）	2-2-3
		消防団施設整備事業（再掲 1-1）	2-2-4
		消防団資機材整備事業（再掲 1-1）	2-2-4
5-4	上下水道施設の長期 間にわたる機能停止	耐水化施設整備事業	6-2-1
		重要給水施設配水管整備事業（再掲 2-4）	6-2-1
		水道施設機能維持整備事業（再掲 2-4）	6-2-1
		下甕島簡易水道整備事業（基幹改良）（再 掲 2-4）	6-2-1
		農業集落排水事業	6-2-2
		小型合併処理浄化槽設置整備事業	6-2-2
		下水道業務継続計画作成事業（再掲 2-7）	6-2-2
		下水道ストックマネジメント事業（再掲 1-4）	6-2-2
		川内地区公共下水道整備事業 （地方創生汚水処理施設整備推進交付金 事業）	6-2-2

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
5-5	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸上海上の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流機能等への甚大な影響	港湾管理事業	6-1-1
		川内港唐浜地区国際物流ターミナル（耐震強化岸壁）整備事業（再掲 2-1）	6-1-1
		川内川高潮対策促進事業（再掲 1-4）	6-1-1
		県道整備促進事業	6-1-1
		漁港維持補修事業	5-1-4
		一般道路整備事業 【市道今寺・向鶴線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道入来中山線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道岩下・焼山線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道上川内・長尾川線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道楠元・中村線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道隈之城・高城線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道西方・白沢津線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道西町・瀬ノ岡線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道馬場・掛川線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道平上水流三ヶ郷線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道古城石堂線】	6-1-2

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
5-5	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸上海上の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流機能等への甚大な影響	一般道路整備事業 【市道宮崎・勝目線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道湯田口・伊勢美山線】	6-1-2
		橋梁維持補修事業（再掲 4-1）	6-1-2
		橋梁維持補修事業（再掲 4-1）	6-1-2
		電源立地校区振興事業（再掲 2-2） 【市道岩下・焼山線】	6-1-2
		電源立地校区振興事業（再掲 2-2） 【市道楠元・中村線】	6-1-2
		電源立地校区振興事業（再掲 2-2） 【市道隈之城・高城線】	6-1-2
		電源立地校区振興事業（再掲 2-2） 【市道宮崎・勝目線】	6-1-2
		電源立地校区振興事業（再掲 2-2） 【市道今寺・向鶴線】	6-1-2
		道路維持補修事業（再掲 1-4）	6-1-2
		一般道路整備事業	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道一の段線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道藺牟田線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道尾白江・竹中線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道菊地田線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道黒武者線】	6-1-2

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
5-5	新幹線等基幹的交通 から地域交通網まで、 陸上海上の交通インフ ラの長期間にわたる機 能停止による物流・人 流機能等への甚大な影 響	一般道路整備事業 【市道子田形一周線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道里5号線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道武田水戸線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道司野線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道手打3号線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道手打引地線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道手打茶円線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道中甌江石線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道西港線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道舟見線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道松尾線】	6-1-2
		一般道路整備事業 【市道南瀬中央線】	6-1-2
		横馬場田崎線整備事業（再掲 1-2）	6-1-2
		中郷五代線整備事業	6-1-3
		天辰第一地区土地区画整理事業（再掲 1-1）	6-1-4
		天辰第二地区土地区画整理事業（再掲 1-1）	6-1-4

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
5-5	新幹線等基幹的交通 から地域交通網まで、 陸上海上の交通インフ ラの長期間にわたる機 能停止による物流・人 流機能等への甚大な影 響	電源立地校区振興事業（再掲 2-6）	6-1-2
		川内宮之城道路建設促進事業（再掲 2-1）	6-1-1
		南九州西回り自動車道建設促進事業（再 掲 2-1）	6-1-1
		川内駅関連施設改修事業（再掲 1-1）	6-1-2
6-1	自然災害後の地域のよ り良い復興に向けた事 前復興ビジョンや地域 合意の欠如等により、 復興が大幅に遅れ地域 が衰退する事態	地域防災連絡調整会議事業	2-2-1
		川内川流域治水対策事業（再掲 1-4）	6-1-1
6-2	災害対応・復興を支え る人材等の不足により 復興できなくなる事態	自治会育成事業（再掲 1-1）	1-1-1
6-3	大量に発生する災害廃 棄物の処理の停滞によ り復興が大幅に遅れる 事態	災害廃棄物処理計画作成事業	2-1-4
6-4	事業用地の確保、仮設 住宅・仮店舗・仮事業 所等の整備が進まず復 興が大幅に遅れる事態	公営住宅ストック総合改善事業（再掲 1-1）	6-1-7
		公営住宅等整備事業（再掲 1-1）	6-1-7
6-5	貴重な文化財や環境的 資産の喪失、地域コミ ュニティの崩壊等によ る有形・無形の文化の 衰退・損失	甌ミュージアム整備事業（再掲 1-3）	5-3-1
		入来麓街なみ環境整備事業	4-1-3
6-6	風評被害や信用不安、 生産力の回復遅れ、大 量の失業・倒産等によ る地域経済等への甚大 な影響	川内港唐浜地区国際物流ターミナル（耐 震強化岸壁）整備事業（再掲 2-1）	6-1-1

第7章 本計画の推進

第1節 本計画の進捗管理

市地域計画の進捗管理は、P D C A（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

第2節 本計画の見直し

市地域計画の見直しに当たっては、国、県の国土強靱化施策の動向を踏まえたものとするため、概ね5年ごとに実施することとし、国基本計画及び県地域計画の改定後、速やかに市地域計画の見直しを行うこととする。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や施策の進捗等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

第3節 市の他の計画等の必要な見直し

市地域計画は、地域の強靱化の観点から、市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、市地域計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

参考資料

■ 用語の説明

あ行

- ・ **Ｌアラート（災害情報共有システム）**

地方自治体が発信する避難勧告や避難所の開設状況等の災害情報を集約し、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様なメディアを通じて住民に伝達するシステムのこと。

か行

- ・ **業務継続計画（ＢＣＰ）**

ＢＣＰは、Business Continuity Plan の略。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断せず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画である。

- ・ **業務継続マネジメント（ＢＣＭ）**

ＢＣＭは、Business Continuity Management の略。ＢＣＰの策定から推進、見直しなど全体を管理すること。

- ・ **広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）**

ＥＭＩＳは、Emergency Medical Information System の略。災害時に、都道府県を越えて医療機関の稼働状況などの災害医療情報をインターネット上で共有し、被災地域における適切な医療・救護に関わる情報を集約・提供する。

さ行

- ・ **災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）**

ＤＨＥＡＴは、Disaster Health Emergency Assistance Team の略。災害発生時に被災都道府県の保健医療福祉分野を支援する応援派遣チームであり、被災自治体の保健医療分野の指揮調整機能の円滑な実施のための応援を行う。

- ・ **災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）**

ＤＭＡＴは、Disaster Medical Assistance Team の略。医師、看護師、業務調整員で構成される機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームであり、大規模災害が発生した現場等において、災害急性期（概ね４８時間以内）の活動を担う。

- ・ **災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）**

ＤＰＡＴは、Disaster Psychiatric Assistance Team の略。大規模災害時に被災地域の精神科医療や精神保健活動の支援を行う専門的なチームであり、災害発生時に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

- ・ **災害派遣福祉チーム（D C A T）**

D C A Tは、Disaster Care Assistance Team の略。災害派遣福祉チームのことであり、災害時等に避難所等で福祉支援を行う。

- ・ **サプライチェーン**

原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、一つの連続したシステムとして捉えた場合の名称

- ・ **C L T（直交集成板）**

C L Tは、Cross Laminated Timber の略。ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料のこと。

- ・ **Jアラート（全国瞬時警報システム）**

通信衛星を利用し、国が発する緊急情報を都道府県及び全国の市町村へ瞬時に伝達するシステムのこと。

- ・ **ストックヤード**

災害廃棄物を一時的に保管する場所のこと。

は行

- ・ **ハザードマップ**

地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図であり、土砂災害や浸水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路などを記載している。

政策体系図

未来のまちの姿

人が繋がりがり人が輝く
安らぎと賑わいのまち 薩摩川内

基本構想

健康なまち
健康なまち
健康なまち

輝かややく
輝かややく
輝かややく

安やすらぐ
安やすらぐ
安やすらぐ

賑にぎわう
賑にぎわう
賑にぎわう

共生と多様性で輝くまち

安全・安心なまち

健康やかに暮らせるまち

次世代につながる教育のまち

活力と賑わいを生み出すまち

社会を支える快適なまち

第2章 重点戦略プラン

社会
チャレンジ戦略

・少子化対策・子育て支援
・安全・安心
・地域デザイン
・ダイバーシティ・社会教育

環境
チャレンジ戦略

・自然環境保全
・サーキュラー都市環境
・次世代エネルギー
・国土強靱化

経済
チャレンジ戦略

・サーキュラー都市経済
・産業人材確保・移住定住
・シティセールス
・川内港臨海ゾーン

実現
チャレンジ戦略

・スマートデジタル
・財政健全
・チーム薩摩川内

第3章 政策ビジョン

1. コミュニティ

1. 市民
1. 市民窓口サービス
2. 人権
3. 障がい・福祉
4. 防災

2. 未来ビジョン

1. 防災・原子的安全
2. 防災・原子的安全・防災
3. 防災・原子的安全・防災
4. 防災・原子的安全・防災

3. 行政マネジメント

1. 市民
1. 市民窓口サービス
2. 人権
3. 障がい・福祉
4. 防災

4. スマートDX

1. 行政改革・DX
2. 地域情報

1. 保健

1. 保健
1. 保健
2. 保健
3. 保健
4. 保健

2. 福祉

1. 社会福祉・市民福祉
2. 障がい・福祉
3. 障がい・福祉
4. 障がい・福祉
5. 障がい・福祉
6. 障がい・福祉

1. 教育

1. 教育
1. 教育
2. 教育
3. 教育
4. 教育

1. 農林水産

1. 農林水産
1. 農林水産
2. 農林水産
3. 農林水産
4. 農林水産
5. 農林水産

2. 観光・観光

1. 観光・観光
1. 観光・観光
2. 観光・観光
3. 観光・観光
4. 観光・観光
5. 観光・観光

1. 建設

1. 建設
1. 建設
2. 建設
3. 建設
4. 建設
5. 建設
6. 建設
7. 建設
8. 建設

2. 水道

1. 水道
1. 水道
2. 水道
3. 水道
4. 水道
5. 水道
6. 水道
7. 水道
8. 水道

3. 文化・スポーツ

1. 文化
1. 文化
2. 文化
3. 文化
4. 文化
5. 文化
6. 文化
7. 文化
8. 文化

第4章 ソーニングビジョン

市域の空間構成
・空間構成イメージ・機能別拠点・交通ネットワーク

エリアビジョン
・川内北エリア
・川内中央エリア
・川内南エリア
・西部エリア
・東部エリア
・臨島エリア

実施計画

3年ローリング
(毎年度見直し)

事業
(3年間)

単年度予算

事業
(単年度)

【表紙に掲載した写真について】

平成18年7月豪雨時の市街部です。

薩摩川内市国土強靱化地域計画

令和7年8月発行

■発行：薩摩川内市
〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
TEL 0996-23-5111
FAX 0996-20-5570
E-mail : seisaku@city.satsumasendai.lg.jp

■編集：薩摩川内市 未来政策部 企画政策課